

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議事係

厚生常任委員会会議録			
日 時	平成 1 3 年 6 月 2 5 日 (月)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 2 0 分
場 所	第 1 委 員 会 室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出 席 委 員	高階委員長、前田副委員長、中村・斉藤（裕）・中島・佐藤（次）・吹田 ・松田・佐藤（幸）各委員		
説 明 員	市民・福祉・環境各部長、保健所長、小樽病院・第二病院両事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～ 会議の概要 ～

○委員長

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名委員に、中村委員、斉藤裕敬委員をご指名いたします。

さきほどの理事会で、資料要求について協議をいたしました。既にお手元に渡っているのではないかと思います。改めて何かありますか。よろしいですか。

それでは、付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許可します。

最初に、コンサルタント特定業務にかかわる業務委託事務処理について。

○環境部長

平成13年第1回定例会の予算特別委員会並びに厚生常任委員会におけるコンサルタント特定業務に係る業務委託契約事務処理に関する質疑についてであります。第1回定例会終了後、環境部担当者及び全国都市清掃会議担当者に聞き取り調査を行いましたので、結果をご報告いたします。

初めに、契約締結日の10月2日及び3日の契約関係書類の取扱いについてであります。10月2日に全国都市清掃会議から郵送された書類は、見積書であります。

見積書受領後、予定価格の範囲内であることから、契約締結日の決裁後、全国都市清掃会議に電話で契約成立の相互確認をしております。そのときに、着手届、審査委員会運営等協議書、審査委員会委員委嘱依頼文を10月2日付けで、10月3日に持参するよう依頼し、同日に受領いたしました。

全国都市清掃会議に対して、10月3日に、契約書2部と審査委員会運営等承諾書、委員委嘱承諾書、業務監督員の指定通知書を手交いたしました。

このことにより、予算特別委員会において10月2日に契約関係書類を一括送付と答弁いたしておりましたが、前述のとおり、答弁を修正させていただきます。

次に、契約締結日前の9月14日の委員就任依頼についてであります。全国都市清掃会議担当者は、予定していた特定評価委員会委員はそれぞれ要職にあり、日程調整を要することから、事前準備で委員就任予定依頼及び委員会開催予定日時を調整した。大津委員に関しても依頼をしたが、契約前であることから、小樽市から指摘を受け、契約後に改めて出し直したとのことでありました。このことにつきましては、随意契約を予定していた全国都市清掃会議が独自に設置する評価委員会に関して、委員として予定する方々が要職にあり、日程の確保が難しいことから、事前準備として委員就任の打診、日程の調整をしたものと理解をしております。

次に、技術提案に参加するコンサルタント会社の報告文書についてであります。全国都市清掃会議担当者は、10月10日午後2時55分までに、6社すべてから技術提案参加応諾のファクスがあった。栗原が小樽市金田副参事にその旨電話で報告し、その後、報告書を作成して職員に送付を依頼したと記憶しているが、どのような経緯で文書が送付されたか、記憶が定かでない。全国都市清掃会議の一般的な郵便物の発送は、女子職員が昼と帰宅時に行うが、それ以外の時間においても、男子職員を含め、送付することもある。また、11月29日提出の成果品作成時に、栗原が、書式の体裁を整え、決裁日の10月12日の日付を記入し、成果品に入れたとのことであります。このことについては、月日も相当経過していることもあり、担当者の記憶が定かでなく、発送時間や場所の確認には至りませんでした。なお、成果品にあります10月12日付けの報告書については、本年の4月24日付けで10月11日に補正されております。

以上、調査した結果について、予算特別委員会での答弁の修正を含めてご報告いたしました。

なお、ただいま申し上げました報告のとおり、事務処理の一部に不適切な面もありましたが、全国都市清掃会議との業務委託契約を無効にするまでの事由はないものと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

これまでの一連の事務手続において適切さを欠いたこと、また、予算特別委員会並びに厚生常任委員会で誤解を与えるような答弁を行い、議会に対して大変ご迷惑をおかけしたことを深く反省し、ここにおわび申し上げます。

今後は、事務執行に緊張感を持ち、透明性の確保に十分配慮し、業務を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。以上であります。

○委員長

次に、小樽市身体障害者送迎サービス事業の開始について。

○（福祉）社会福祉課長

それでは、小樽市身体障害者送迎サービス事業の開始について、ご報告申し上げます。

資料の4に1枚の資料がございます。この事業の目的でございますけれども、重度身体障害者、車いすを使っている方の外出を支援し、その社会参加を促進する福祉の増進を図るという目的でございます。

それから、対象者につきましては、身体障害者手帳の交付を受けている方の方のうちで、重度身体障害者の方、今申しあげましたように、日常的に車いすを使っている方ということになっております。それから、事業主体は小樽市が窓口となってやるつもりでございますが、運行業務につきましては、ハイヤー協同組合が推薦いたしましたこだま交通株式会社に委託するということになってございます。

それから、運行の実施地域でございます、小樽市内及び近隣市町村ということで、お客様のニーズというのが、札幌に行きたいという方もかなりいらっしゃるものですから、それを意識いたしまして、おおむね片道40キロ以内の範囲ということにさせていただきます。

それから、リフトカーの種類でございますけれども、1台購入いたしまして、8人乗りのワゴン車でございます。運転手さんを含んで8人乗りでございます。その車の中に2台、車いすの方が乗れるということになっております。

それから、サービスの対象ということでございますけれども、どのような用事のときにということですが、買物、レクリエーション、通院、各種講座・講演会の参加等、基本的にはどのような用事でも対応できるというような形にしております。

それから、7番目に書いておりますサービス利用時間でございますけれども、これも、事前にいろいろな対象者の方等にお聞きしました中で、できれば夜遅くまでやってほしいというご要望が強かったものですから、午前9時から午後9時ということで、基本的に年中無休ということにさせていただきました。

それから、利用の申込方法でございます。1カ月前から申込みを受け付けまして、運行の手配がございまして、直近でも3日前までに申し込んでいただくということになっておりまして、申込みは、この委員会の報告が終わりまして、明日から受付を開始したいと思います。受付時間は午前9時から午後5時ということになってございます。受付先というのは、社会福祉課の障害者福祉係ということで、市の窓口で受け付けさせていただきます。

なお、お客様にはそれぞれご案内をしておりますけれども、申込書は、本庁舎はもちろんのことですが、総合福祉センター、それから身体障害者福祉センター、サービスセンターに所定の申込書を配っております。

それから、費用の負担でございます。費用の負担は、燃料代の相当額を徴収いたしたいということで、ごらんの六つの区分けになっておりまして、10キロ未満が100円、80キロ800円ということで、ごらんのような金額を燃料費代相当額ということでいただきたいと思います。以上でございます。

それから、運行開始は来週の月曜日、7月2日から運行を開始したいということでございます。

それから、申し遅れましたが、体の不自由な方のサービスでございますので、市の方で受け付けるというふうに申しあげましたけれども、代理人の方でも、当然、申込みは受けるということで考えております。

以上でございます。

○委員長

3番目の報告です。小樽市福祉医療助成条例施行規則の一部改正について。

○（福祉）高齢社会対策室管理課長

小樽市福祉医療助成条例施行規則の一部改正について、ご報告いたします。

本市の福祉医療助成は、乳幼児、重度心身障害者並びに母子家庭等母及び児童に対しまして、北海道医療給付事業の補助を受けて医療費の一部を助成している制度であります。このたび、北海道は、同給付事業におきまして、本年10月から所得制限を導入することになりました。

本市としては、今年度は福祉医療助成に所得制限を導入せず、現行制度を維持するとしたところでありますが、北海道の補助を受けるため、受給者等の所得状況を確認する必要性が生じてまいりましたので、新生児の添付書類の追加と、申請書用紙の変更に伴う同規則の一部改正を行うものであります。

なお、既に受給されている方におきましても、同様に所得状況を確認するため、必要書類を求める案内を発送する予定でありますので、ご報告いたします。

以上です。

○委員長

次に、地域保健推進特別事業「訪問口腔ケア推進事業」について。

○（保健所）中村主幹

既に本年3月に各委員さん方にお配りいたしました報告書の概要につきまして、報告させていただきます。

お手元の資料1に沿ってまいります。地域保健推進特別事業「訪問口腔ケア推進事業」についての報告です。

1 目的。口腔ケアに対する理解を広め、在宅寝たきり者に対する歯科保健サービスの向上を図る。在宅寝たきり者について、医療福祉のネットワークと歯科のネットワークの連携を図る、ということです。

2 期間。平成11年度と12年度の2年間。

3 事業内容。初年度は、65歳以上の市民や在宅寝たきり者用のアンケート、歯科関係者用のアンケート、訪問看護婦・ホームヘルパー用のアンケートの3種類のアンケートを実施し、分析しました。次年度は、アンケートで要望されたことについて、医療、福祉、保健にかかわるメンバーからなる口腔ケア検討会において、話し合いを持ちました。

4 事業結果。11年度のアンケート結果報告につきましては、お手元の資料に記してございます。

12年度の口腔ケア検討会活動報告につきまして、①研修会、技術的支援ですが、これは、訪問看護婦やホームヘルパーからの要望があった情報提供の一つとして実施いたしました。

次の2ページにまいります。②口腔ケア保健ガイドブックの作成につきましては、訪問看護婦やホームヘルパーからと歯科関係者からの要望により、一般の方に見せながら説明できる情報提供の媒体として作成いたしました。

5 まとめ。今回の事業は、国の地域保健推進特別事業として2カ年にわたり実施したものです。この事業を通して、各関係者の話し合いを持つ中で、歯科のことは特別なことではなく、皆がかかわることができ、歯科の専門家はそれをサポートしていくことが建設的な対応であることを確認しました。今後は、口腔ケア検討会を継続し、話し合いを持ちながら、口腔ケアの普及と各分野の連携を保っていくよう努める所存でございます。

以上で報告を終わります。

○委員長

次に、5、6を一括しますが、5番目、平成12年度ダイオキシン類環境濃度実態調査等について。及び6番目、「小樽市温暖化対策推進実行計画」の策定について。

○（環境）環境課長

平成12年度ダイオキシン類環境濃度実態調査等の結果についてご報告申し上げます。

資料2をご参照いただきたいと思います。

この調査は、平成10年度に環境庁が実施いたしました「ダイオキシン類緊急全国一斉調査」において、本市の大

気環境中のダイオキシン類が高濃度であったことから、北海道とともに、この結果が恒常的なものなのか、主たる発生源であるごみ焼却場の影響がどの程度のものなのか、ほかに特定の要因があるとすれば何なのかを明らかにすることを目的として、平成11年度から実施し、平成12年度についてはダイオキシン類対策特別措置法の規定による、北海道の常時監視計画に基づいて実施いたしましたものでございます。

調査結果の概要は、資料2の左下、3のとおりでございます。

この測定値についての評価を総括いたします。

第1に、環境庁調査の測定とほぼ同一の条件での測定を実施いたしましたが、平成11年度に引き続き、環境庁調査結果の大気環境濃度は再現されませんでした。

測定結果表の1行目にありますように、1立方メートル当たりの毒性当量は、真栄地区における平均値で0.097ピコグラムであり、環境庁調査の1.8ピコグラムに対して極めて低い測定値であり、環境基準値0.6ピコグラムと比較して問題となる値とはなっておりません。また、奥沢地区からの影響を受けると考えられる地点で測定いたしましたが、同じく平均値で0.11ピコグラムと、高濃度は検出されず、有意な影響程度を示す結果ではありませんでした。

第2に、ごみ焼却場の排出ガス中のダイオキシン類濃度についても、資料の右側にございますが、(2)にありますように、1号炉、2号炉とも大気汚染防止法指定物質抑制基準、1立方メートル当たりの毒性当量は87ナノグラムを下回ってございます。

これらの結果を踏まえますと、平成11年度調査結果に続き、低い環境濃度が確認され、現状において特に問題となる状況は生じておらず、これが小樽における代表的な大気環境濃度であると考えられますが、北海道と小樽市では、ダイオキシン類対策特別措置法の常時監視の一環として、平成13年度も引き続き小樽市内のダイオキシン類濃度の調査を行うこととしております。

以上でございます。

次に、資料3の「小樽市温暖化対策推進実行計画」の策定について、ご報告申し上げます。

市では、地球温暖化対策として、昨年、「環境にやさしい市民ルール」を策定すると同時に、市役所の事務及び事業から排出される温室効果ガスについての調査を進め、これを削減するための実行計画の策定に取り組んでまいりましたが、本年6月11日、「小樽市温暖化対策推進実行計画」として策定いたしましたので、その概要についてご報告いたします。

まず、計画策定の趣旨につきましては、1に示しましたとおりでございますが、市民・事業者・行政が連携して温暖化対策を推進する上で、市の率先実行が重要であることから、その取組を定めたものでございます。

次に、計画策定の背景と経過でございますが、現在の国内での地球温暖化対策は、平成9年12月の地球温暖化防止京都会議、いわゆるC O P 3で採択された「京都議定書」を基に進められております。この「京都議定書」については、先進工業国39カ国の温室効果ガスの削減目標等が定められておりますが、今年度に入って、アメリカがこの議定書を批准しないことを正式に表明し、議長国である日本がその説得に当たっていることが新聞報道等で広く伝えられているところでございます。

平成10年6月には、地球温暖化対策推進大綱が閣議決定をされ、これに基づいて、地球温暖化対策の推進に関する法律が平成11年4月に施行されました。資料の2ページ目をご覧いただきたいと思いますけれども、この法律第8条で、地方公共団体の事務事業についての実行計画の策定が義務づけられたところでございます。法律の構造は図のとおりになっておりまして、国、地方公共団体、事業者、国民、この4者が計画的に温室効果ガス削減に取り組み、日本全体の総排出量を公表するというものでございます。

小樽市では、先進自治体の事例を参考に、昨年8月から実態調査に取り組み、素案を作成、庁内各部での検討の後、この6月、部長職からなる策定会議を経て計画を策定いたしました。

総排出量に関する目標値は、平成17年度における市の事務及び事業からの温室効果ガスを平成11年度に比べて2%以上削減すると考えてございます。そして、この目標達成のための職員1人ひとりの率先行動として、日常業務の側面から公用車の燃料使用量削減、事務用品購入量の削減、ごみの減量とリサイクルの推進、施設管理等の側面から省エネルギー対策の推進、水の効率的使用、新規施設整備時の環境配慮等について具体的に定めたところでございます。

計画の進行管理については、各部から四半期ごとの排出量調査報告を受け、策定会議及び幹事会での評価の後、取組内容の見直しを行い、計画的な本質的推進と継続的改善を行うものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○委員長

次に、市立第二病院における医療事故について。

○（二病）事務局長

市立第二病院における医療事故につきましてご報告申し上げます。

去る5月10日、第二病院におきまして、患者様の取違えによる異型輸血事故が発生いたしました。この事故は、あってはならない重大なミスによるものであり、議員各位、市民の皆様にご心からおわびを申し上げますとともに、深く陳謝を表するものであります。

事故の経過につきましては、去る5月10日、脳神経外科病棟におきまして、患者に輸血をするため、看護婦が氏名、血液型などを確認し、病室において輸血を行いましたが、その際、本来輸血すべき患者を間違い、向かい側のベッドに入院中の血液型B型の当該患者に、A型の血液を輸血したものであります。

当該患者は、後志管内在住の70歳代の女性で、本年2月19日に脳梗塞のために入院し、昏睡と四肢麻痺の状態であり、救命のため、2月21日に減圧開頭術、頭がい骨の一部を外す手術を行い、その後も意識状態、一般状態などに変化はありませんでしたが、脳のはれが引いたため、5月1日に頭がい骨形成手術を行いました。頭がい骨を元に戻す手術を行いました。

輸血は正午に始まり、午後2時10分に、当該患者が発熱と薄い血尿を呈していたため、看護婦が疑問に思い、そこで患者を間違えたことに気づき、輸血を中止するとともに、主治医に報告し、治療を開始しました。この間の輸血量は190ccであります。

直ちに、事故対策本部を設置するとともに、医療事故防止対策委員会を開催し、病院を挙げての最善の治療など、対策に取り組みしました。

患者の状態は、輸血後、一度もショック症状を呈することなく、尿量も十分確保され、午後5時には肉眼的血尿はおさまりました。その後、3時間ごとの血液検査において、腎機能、肝機能などの低下は認められず、予測された合併症を発生することなく経過し、輸血後24時間経過した翌日11日午後4時、異型輸血による急性の合併症は防止できたと判断いたしました。

なお、症状経過につきましては、現在に至るまで特別な変化は認められておりません。

ご家族に対しましては、直ちに来院していただき、院長から状況を説明するとともに、謝罪をし、回復に向け病院を挙げて全力を尽くすことを話しました。また、3時間ごとに、状況、治療経過及び検査結果を説明してまいりましたが、11日午後4時、輸血による急性の合併症は防止できたことをご家族に説明し、ご理解をいただき、自宅へ戻っていただきました。

事故発生の原因についてでございますが、直接的な原因といたしましては、看護婦が輸血を行う際、病室にいて患者氏名と製剤予約票の氏名を確認しセットすることになっておりますが、これを確認せず、輸血を開始したことであります。その後、関係者の報告によりますと、輸血の業務マニュアルに定めております輸血に当たっては、詰所において、輸血パックの氏名、血液型などを2名以上で確認すべきところを、1人で行ったこと、また、確認し

た輸血パックに氏名、血液型などが記載された製剤予約票のシールを張ることになっておりますが、張らずに行ったことが判明し、これが事故発生の誘因になったものと考えられます。

事故発生後、同じミスを犯さないよう、職員に対してマニュアルの徹底と、当分の間、1人で行っていた病室における患者氏名と製剤予約票の氏名、血液型の確認を2人以上で確認することとし、再発防止に努めております。

患者の生命を預かる病院として重大な事故と受け止め、今後、業務の流れとマニュアルを再点検し、二度とこのような事故を起こさないよう、病院を挙げて事故防止に努めるとともに、病院の信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長

次に、市立病院新築準備室の設置について。

○（総務）市立病院新築準備室長

市立病院新築準備室の設置についてご報告申し上げます。

市立小樽病院と市立小樽第二病院とはそれぞれ個別に運営されており、また、老朽化により非効率となっている面もあることから、市立病院新築検討懇話会などの意見を参考にしながら、今のところは、両病院の統合新築の方向で準備を進めております。

両病院では、経営診断を受け、経営健全化に向けて、現在、単年度収支の改善に鋭意取り組んでおりますが、病院内において経営健全化の取組と現在の両病院の機能、組織等を新病院の構想に整合させていく作業とを同時に行っていくことは困難であることから、当面の措置として、総務部に市立病院新築準備室を置き、新病院の構想、財源問題の整理、国、道などの関係機関や関係部との連携を図っていくことが効率的であると考えたものであります。

なお、これはあくまでも当面の措置であり、今後、準備の熟度が高まった段階で組織を増強していきたいと考えております。以上でございます。

○委員長

報告の最後になります。

市立病院新築検討懇話会からの提言について。

○（総務）市立病院新築準備室金子主幹

去る3月30日、市立病院新築検討懇話会から、市立病院新築統合に向けての提言が提出されました。既に新聞報道もされており、5月15日付けの広報おたる5月号でも市民に広く広報したところであります。

内容につきましては、七つの条件が骨子となっており、市がこの条件を満たす場合、市民は病院新築に同意するとしております。

その七つの条件とは、1 市が市民の税負担によって病院を運営する必要性が、診療科目、医療サービスの在り方、経営方針、設置場所等の点などで客観的に説明できること。それは、市民ニーズを反映した病院であることを言っております。2 医療サービス、経営の両面で、常に基本理念に基づいて運営され、説明責任を果たすことができる開かれた経営責任システムが導入されること。これは、基本理念、運営方針の中で経営責任を明確にするということです。3 必要な条例等を整備すること。4 病院新築に伴う財政負担が小樽市の行政サービスの質と量、市民の税負担及び財政健全化計画にどのような影響を及ぼすかについて試算が行われ、その結果が市民に公開された上で、それに基づいた判断が下されること。これは、財政負担の公開についてであります。5 経営診断の結果を真しに受け止め、新病院は、建物の新築にとどまらず、基本的な方針転換を伴う二つの病院の統廃合をもって行うこと。これは、統合新築と経営診断指摘の改善項目の実施を言っております。

6 市民合意なくしては新病院の成功はあり得ない。決定過程も含めて情報を広く公開して、市民の合意形成に努力すること。これは、情報公開についてです。7 現在の病院の老朽化は著しく、新築を決定する場合は速やか

な判断が行われること。

以上の7点であります。

また、条件1、2に関連して、提言書添付文書が付けられております。

まず、基本理念についてでございます。

次に、具体的整備計画としましては、救急医療体制、高度医療提供体制、診療科目の設置、医師の採用と配置について、その他の機能、また病床規模、建築場所等についての提言となっております。

次に、医療、経営の両面で、責任ある運営主体であることを制度的に保障する方法を検討するということに関しましては、まず、第三セクターの方式はとらないこととし、市立病院の設置形態をとる場合は、地方公営企業法の全部適用を目指し、また、経営最高評議会ないしは経営最高理事会の設置が提案されています。それらを制度的に保障するためには、条例等の整備についても要請がされております。

以上、提言書の概略でございます。

なお、懇話会からは、病院新築に向け、市民の視点に立った検討結果が示された上でございますが、新病院の理念、規模、機能、診療科目などにつきましては、現在、院内の構想検討会議におきまして検討しており、6月中に報告書が示されることになっておりますので、その内容とさきほどの懇話会とのすり合わせを行うとともに、院内の現場職員によるワーキングなども実施して、新築統合へ向けての意見集約を行っていきたいと考えております。

以上、ご報告といたします。

○委員長

今定例会に付託された案件について、順次、説明願います。

議案第11号について。

○（福祉）児童家庭課長

議案第11号 小樽市児童福祉施設条例の一部を改正する条例案でございます。

この条例案については、児童福祉法の一部改正に伴うものであり、改正趣旨といたしまして、福祉サービスの利用者の選択を尊重するという改正社会福祉法の理念に基づき、入所方式を、これまでの措置方式から、利用者が希望する施設をみずから選択できる利用方式へ改めるための改正であります。

以上でございます。

○委員長

議案第12号について。

○（市民）保険年金課長

議案第12号 小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

改正の内容は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国保料の算定方法について特例規定を設けるための改正であります。

国は、景気浮揚策として、商品先物取引市場への個人投資家の一層の市場参加を促すための措置として、累進課税方式をとる所得税及び個人住民税においては、平成13年度、14年度における商品先物取引に係る雑所得等について、他の所得と分離して比較的低い税率を用いて課税する分離課税方式を適用する特例が設けられたところであります。

国保料は、この個人住民税の課税対象となった所得額を用いて算定し賦課しているところでありますが、国保では、個人住民税において、いったん総所得から分離された商品先物取引に係る雑所得等について、これまでどおり、総所得に含めて保険料を算定することとするため、必要な改正を行うものであります。

つまり、所得税及び個人住民税では特例措置を設けて分離したため、国保ではこれを元に戻すための必要な改正を行うものであります。結果として、この改正による国保での取扱いはいままでと変わらないことになります。

以上であります。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

○中島委員

福祉ハイヤー助成券について

それでは、質問いたします。最初に、社会福祉課についてお尋ねいたします。

先日、全国腎臓病協議会の方々の訪問を受けまして、聞かれました。平成10年の第4回定例会で、請願第94号として、人工透析者への福祉タクシー利用券の拡充方について、この請願は採択されております。現在まで具体的な進展が見られないということで、その後の経過がどうなのかという質問でありますので、これについてお答えください。

○（福祉）社会福祉課長

今、委員がおっしゃいましたように、人工透析者への福祉タクシー利用券の拡充方について、平成10年の4定の本会議で採択になっております。当然、議会で採択になったということで、重く受け止めているわけでございますけれども、人工透析者の方以外にも、内臓疾患の方もいらっしゃいますし、その他、福祉部でいろいろな福祉行政サービスをしております。そういった中で、総合的な判断をしなければならないということもございますので、現段階ではその拡充方についての判断はまだできておりません。

○中島委員

平成11年2月12日に、当時の新谷市長が、この採択された請願に対して、他の対象障害者との関連及び他都市の動向を踏まえながら総合的に検討していきたい、このように報告しています。

具体的にどのように検討したのか、どこまで進んでいるのか、お答えください。

○（福祉）社会福祉課長

総合的に検討していきたいというふうに今おっしゃいましたが、そのとおりでございます。

ただ、さきほど申し上げましたように、繰り返しになって恐縮ですけれども、他の福祉サービス、そのほか、障害をお持ちの方、透析の方以外にもいらっしゃいますので、例えば、1、2級障害の、1級の方もいらっしゃいます。そういった方を、どのような対応といたしますか、サービスをしたらいいかということもございますので、確かに、透析の方のタクシー券という部分では大事なことだとは思いますが、そういった総合的な判断の中でやらなければならないということでございます。

○中島委員

総合的な判断をするのは結構なのです。その中身をどこまで話し合ってきているのかということなのです。

ご存じのように、透析は、理事者の皆さんにもいらっしゃいますし、議員側にもそういう病気で通院している方もいますけれども、週2回から3回、定期的に通わなければ、命そのものを長らえることができないという病気なわけです。そういう意味でも、人工透析は、身体障害者1級として、定期的な通院がどうしても必要なわけです。実際に透析を利用された方は、その後、非常につらくて、自宅まで公共交通機関で帰る方はほとんどいないのです。そういう方々の願いにこたえて議会で採択した中身なのです。繰返したと思うのですが、その採決の結果も、平成10年の第3回定例会に提出されたときは、自民党の皆さんは継続、他の会派はすべて採択ということで、このときは自民党さんの多数で継続審査になりました。そして、その後の4定で、自民党の皆さんの賛同を得て、全会一致の採択になった経過があるのです。

これは、議会の意思に対して、遂行できない理由、総合的に検討するとおっしゃっていますけれども、もう少し

総合的な検討に努めてきた経過をお話しくさいますか。

○福祉部長

確かに、委員がおっしゃられたように、4定で、総合的に検討していくというご回答をこちらから申し上げているところでございます。それで、この資料にもございますけれども、小樽市以外にも、小樽市を上回っているところもございますし、また、小樽市を下回っている、結果的にですが、下回っているところもございます。そんな中で、ただいま課長から申し上げましたけれども、そのほかの要素としても、現在、著しくかけ離れているというような状況でもございせんし、そのあたりから現在のような状況になっているということでございます。よろしくご理解をお願いします。

○中島委員

ますますわからない答弁になったのですけれども、議会で決めた中身について、前向きに検討する方向なのか、それとも、ここ留まりで様子を見るということなのか、ここをはっきりさせてください。

○福祉部長

さきほど申し上げましたように、他都市の動向をよく見極めながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○中島委員

一度この請願が採択されて、採択された請願はすべて、理事者が実行するというものではないということは存じておりますけれども、請願者の皆さんに、こういう結果が報告されていますね、議会で採択されましたと。その後、今のお話では、当面、議会の意思に沿って進めていく準備をしているとは思えない現状ですけれども、そういう場合は、請願者の皆さんに理事者側の意向を連絡することはないのでしょうか。

○福祉部長

請願を出された方に個別に特にご回答申し上げるということは、今のところ考えてございせん。

ただ、社会福祉課長がご答弁申し上げましたように、この全会一致という重みは、委員もおっしゃいましたけれども、私どもとしても重く受け止めていることは事実でございます。

○中島委員

今回、福祉ハイヤー券の助成制度という資料をつくりました。この福祉ハイヤー券の助成制度を利用する市民向けの説明書もお手元に渡したのですけれども、今、タクシーの利用料金は、初乗り料金の1割を身体障害者手帳で引いてもらって、その後、ほぼ全額を助成する、こういう制度になっていまして非常に喜ばれている中身です。この1割の助成については、国でも、道でも、市でもなく、ハイヤー会社さんがみずからの意思でやっているという中身も今回調査してわかりました。

福祉部長は、小樽はほとんど他の市町村と大差なくやっているとおっしゃいますけれども、よく見たらえらい大差があるように私は思います。ここに書いてある、例えば、小樽市、函館市、そういう市の中で内部障害1級、これは、江別市はこう書いてありませんけれども、身体障害者1級、2級と書いてあるので入ると思うのですけれども、内部障害1級はほとんどやっていますよね。小樽市は、内部障害1級というのはやっていなくて、腎臓の1級だけです。内部障害の1級には何々が入るのでしょうか。

○（福祉）社会福祉課長

内部障害の1級ということでございせんけれども、腎臓についてはごらんのような、ごらんのようなといいますか、それ以外のことでございせんけれども、例えば心臓1級、2級ということでございせん。あるいは呼吸器、膀胱、直腸、小腸ということで、概算といいますか、市内には700人ぐらいいらっしゃるのではないかとということで押さえてはおります。

○中島委員

さらに、療育手帳Aを支給されている方々がタクシーのチケットを交付されている市町村も半分ぐらい、札幌を入れれば半分ですね、あります。この療育手帳Aというのはどういう対象者ですか。

○（福祉）社会福祉課長

知的障害者の方は、その程度といいますか、障害の程度で手帳AとBということで分かれております。端的に言いまして、療育手帳Aの方が症状が重いということになるのですけれども、小樽市の場合は370名ほどいらっしゃいます。

○中島委員

私は、請願者の意向を考えて、透析に関しては特別な事情があって、全会一致で採択した結果を重く受け止めていると。それはそれで進めていきたいけれども、総合的に全体の福祉を進めるために内容を検討するというのであれば、今お話ししたような療育Aの対象、内部障害1級、酸素を引きずって歩く方がいるわけですから、そういう方々も含めて充実させるのだと、そのことを検討するのに時間をくれ、こうおっしゃっているのであればやぶさかではないと思いますが、そこが明らかにならないまま、タクシーチケットの請願が採択されたまま、どのような経過であるか見通しがつかないというわけにはいかないと思うのですね。もう少し答弁をいただけないですか。

○福祉部長

確かに、療育手帳、それから人工透析と、私どもは、特に請願の方については重く受け止めてございます。

ただ、一つ一つの政策を見ますと、いろいろ判断もあろうかと思えますけれども、私ども福祉部といいますか、福祉政策全体で見ますと、一般財源で負担しているところもいろいろございます。その中で、今、療育手帳と透析に限ってのご質問でございますけれども、これらのことも、請願も視野に入れて、今後、引き続き検討していきたいというふうに思います。

○中島委員

ぜひ前向きに検討していただきたい。毎回、そういうお金がかかる助成としての要求というのがありますけれども、それは、せめて他都市並みにと、再三、答弁をいただくときに出てくる中身ですから、他都市に比べてどうかと、せめて他都市並みにやるというところも含めて、検討する課題なのではないかと。とりわけ、請願が採択された部分については、何らかの形の増進をぜひ早期に検討していただきたいと、再度、重ねてお願いいたします。

保育所の問題について

次に、保育所の問題で質問いたします。

私は、第1回定例会のときに、代表質問で、待機児童の解消について取り上げました。第1回定例会の予算特別委員会の課長答弁で、今年度の4月は46人の余裕が出る予定だ、待機児童の問題は解消されると、このような方向を指し示しておりましたけれども、今年度の4月になりまして、4月、5月、6月、この3カ月の保育所入所児童の状況はどうでしょうか。

○（福祉）児童家庭課長

4月の入所状況ですけれども、総体で言いますと、定員で1,450人という定員があるのですが、それに対して1,437人入所しまして、13人の余裕があるという状況です。しかし、全体では、特定の保育所に申込みが多いという状況がございまして、15人の待機が出ている状況でございます。5月については、同じようなケースでご答弁しますが、定員1,450人に対して19人オーバーの1,469人が入所しまして、待機が17人、6月は、1,450人の定員に対し、43人オーバーの1,493人が入所し、待機は19人という状況でございます。

○中島委員

確かに、待機児童が解消されたとは言えない状況ですね。去年の入所数の検討で、かなり改善はされたということとはわかっています。昨年、12年度の6月1日と比べてみても、昨年6月のときには24人の待機者でしたから、今お答えのとおり19人ということで、待機児童数そのものは減っています。

ですけれども、ゼロ歳時保育については一層深刻な状況になっていますね。昨年はこの時点で2人の待機児童でしたけれども、今年度は7人になっています。とりわけ、ゼロ歳の保育の要求は高まっていると思うのですが、こちら辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○（福祉）児童家庭課長

ゼロ歳児保育ですけれども、ゼロ歳児については、市立8カ所中4カ所で実施しておりますし、また、民間13カ所中12カ所で実施している、そういう状況でございます。

ただ、実際には、今の待機児童は、さきほどのご答弁と同じようですけれども、特に申し込みする場所が、自宅に近いとか、勤務先に近いとか、そういう特定の場所に偏る傾向にあるものですから、こういう状況になっているのかなというふうに思っております。

拡大ということですが、今年、建設を予定しています新赤岩について、そこで新規にゼロ歳児保育をやる予定でありますので、幾らかの解消にはなるのかなというふうに思っております。

○中島委員

私は一言意見を言っておきたいのですけれども、利用者の皆さんが、自宅に近い、あるいは、職場に通うために利用しやすい保育所を選ぶのは当然のことであって、そういう利用状況に対して不十分だ、待機児童を発生させる原因になっていると、そういうふうにとられるような発言はどうかと私は思うのです。たとえ、どの地域にいても、小樽市の中で働くお母さんに保育所を提供していくという意味では、若干の調整はあったとしても、必要な保育所をつくっていく、そういう点で、私たちは常に、各地域ごとに必要な保育所をつくるべきだというふうに思っていますけれども、そういう意見は、利用者の都合によって待機児童が発生しているのだと、こういうふうにとられかねない発言ではないですか。

○福祉部長

例えば、保護者でありますと、住まいはそれほど変わらないと思うのですけれども、勤め先が変わることもございますし、また、家の近くの保育所でなくて、勤め先の方がいいということもございます。したがって、今課長からご答弁申し上げました、ミスマッチといいますが、必ずしも要望と合わないというところは、言ってみれば刻々と変化するものでございまして、人により、また場所によりいろいろ変化するものでございますので、強調し過ぎたような感があったら、それは申しわけないと思いますけれども、そういうニーズというものは変化するものであるということをご承知おきいただきたいというふうに思います。

○中島委員

そのとおりだと思います。ニーズは変化しますし、またそのとおり、小樽市の保育所入所数も、一時期は大変多かった入所定員数を状況に応じてどんどん減らしていった経過があるわけです。今度は足りなくなっているのですから、増やすのがニーズに応じた対応というものではないかと私は思います。

そういう点で、今おっしゃったように、ゼロ歳保育をやっていない公立保育所の残る数カ所でも、積極的にゼロ歳保育の開設に努力していただきたい。また、必要度が高いところに、どのように保育所の入所数を増やしていくのかという点で、一層の努力をしていただきたいと思います。

さらに、障害児保育については、拡大の傾向と。小樽市は中央保育所1カ所で規定の定員に満たない、需要がないという言い方をしていましたけれども、拡大の検討についてはしていきたいというご答弁でしたので、その後、どのような方向でしょうか。

○（福祉）児童家庭課長

1定でも、市長の方から、集団保育が可能な状況で入所要望を見極めながら拡大をしていきたいといいますが、検討していきたいということでご答弁していますけれども、今年の4月状況で、定員6人に対して、中央保育所で3名の入所というふうになっています。決して、それが全部申込みしているのかどうかと言われると、その辺は私

どもも確認のしようがございませんけれども、現状では、定員6人に対して3人の申込みですので、これをもう少し拡大といいますか、需要が増えてきた段階においては、やはり検討していかなければだめだというふうに思っております。

○中島委員

枠が少なかったら来ないですね。これ以上来ても受け入れませんということでお断りになるわけですから、それよりは、むしろ、障害児の受入れ状況を調査してみたいかがですか。働くお母さんは何人いるのか、障害児保育を希望している方がどのくらいいるのか、そういうことはベースの調査として十分できることではないですか。せめてそこから始めたいかがでしょうか。

○（福祉）児童家庭課長

当然、保育所は、障害児であろうが、障害がなくても、要するに保育に欠けるということで、ご両親ともに働いているといいますか、そういう状況にあって、初めて保育所に申込みが可能ということですから、そういう方については、それなりにご相談に来ていますので、調査をしなくてもそれなりの申込みが来ているのだというふうに思っております。

○中島委員

答弁には納得できませんけれども、引き続き、この問題はただしていきたいと思います。

ただ、今度の規制緩和で、かなり緩やかな形で保育事業に参加できるような仕組みになります。既に小樽の認可外保育所からも認可保育所としての申請が道に届いているという話も聞いております。こういうときに、小樽市は具体的にどのような対応をしていく方針でしょうか。

○（福祉）児童家庭課長

私どもも、後志を通じて、3月の時点でそういう相談があったということは聞いておりますけれども、申請があるということは聞いておりませんので、道の方からまだ何ら指示はいただいております。

○中島委員

あったときは、小樽市はどのように対応するのですか。

○（福祉）児童家庭課長

これは、国の規制緩和の関係で、認可者が道でございますけれども、道では、13年4月1日からの施行で認可事務取扱要領等を定めております。その中で、認可の方針として、既設の保育所との距離、分布状況、地理的条件から総合的に判断して設置するという部分と、もう一つは、申請に当たっては、市町村の保育に関する長期計画に基づいて申請が行われるものであるというふうに示しておりまして、ただ、ここで示している長期計画については、小樽市でまだ策定しておりませんので、これについては道と打合せをしながら進めていきたいというふうには思っております。

○中島委員

私どもは、規制緩和については一概に賛成する立場にはありませんが、待機児童を生む中で、ゼロ歳児保育を中心とした保育料というのは高いわけですから、ぜひ検討願いたいと思っています。

介護保険について

次に、介護保険について質問いたします。

今回、小樽市長も参加している介護保険をよくする会が、3,078筆の署名をつけて、介護保険の利用料の低所得者減免を願う請願を出しております。予算特別委員会で、一部採択、2項目、3項目について今後の継続というふうに聞いております。同時に、理事者の方からも、介護保険料の軽減策が出されております。

これについて、今回、小樽市が介護保険の保険料の低所得者対策として出されたものの目的といいますか、何をねらってこういう具体策を出したのか、どういうところを助けたいのか、そこら辺の中身をちょっと踏み込んで教

えていただきたいのです。

○（福祉）高齢社会対策室介護保険課長

今回、条例をお出ししましてやっております保険料の減免の趣旨、目的でございますけれども、委員もご存じのとおり、保険料の特別対策はこの9月で終了いたします。そうしますと、10月から本来の額になるということで、13年度の上期と下期を比べますと、おおむね1対2ということで2倍になってまいります。それで、今までも、電話、あるいは来庁されて、保険料を何とかこれ以上、上がらないようにしてほしい、高くないようにしてほしい等々のいろいろなお話もございましたので、10月から保険料が本来の額になるので、保険料の納付が困難な方、こういった方について保険料を軽減して、よくこの制度が定着するためと申しましょうか、保険料について理解をいただくと、こういったことで、今回、減免の案を出したものでございます。

○中島委員

今の答弁では、10月から本来徴収すべき保険料が負担になっている、このまま徴収するには市民の皆さんが大変だと、そういう認識だということでは理解していいですか。

○（福祉）高齢社会対策室介護保険課長

そういうことではございませんで、一般的に、保険料の納付が困難な方、そういった方については、約倍になるわけですから、なかなか大変であろうと。そういった方については保険料負担を軽減してあげましょう、こういった目的でございます。

○中島委員

本来はかかるとおっしゃいますが、今回、市が提案している第1段階の方々、この対象者は生活保護基準の皆さんだと考えてよろしいのですね。生活保護の方は、保険料は払っていませんね。この方は、今度は、同じ第1段階の中で2分の1免除と。今の趣旨だったら、全額、生活保護世帯と同様に免除するのが当然だったと思うのですが、2分の1になった理由はどうでしょう。

○（福祉）高齢社会対策室介護保険課長

今回の減免の第1段階でございますが、今、委員がおっしゃいましたとおり、第1段階に該当する方は、生活保護者の方と、それから、その世帯全員が市民税を課税されていない、かつ、老齢福祉年金を受給されている方、こういった方が第1段階になるわけなのですけれども、この減免の程度を2分の1にいたしましたのは、さきほど申し上げましたとおり、下期からほぼ倍になる、こういったことに着目をいたしまして、今現在と同じような額で納めていただけるようにしたら軽減になるのではないかと。そういったことで2分の1ということにしたものでございます。

○中島委員

それでは、今払っている額は今後も払えるという判断をしているということですね。

○（福祉）高齢社会対策室介護保険課長

なかなか個別のそれぞれの方の状況というのはよく承知をしてございませんけれども、まず、介護保険料、これは40歳以上の方みんなに負担をしていただく、そういった中で、国の方でも全額免除はまかりならぬ、こういうような趣旨でございますので、私どもとしては、現在納めていただいております2分の1程度、こういったことで負担をしていただきたい。あわせて、2分の1にすることによって保険料負担を軽減していきたい、こういったことでございます。

○中島委員

介護保険制度が始まってから、老人福祉費の予算で、新たに高齢者生活支援事業として、軽度生活援助、生きがい対応、生活管理として考えられるデイサービス、ヘルパーさん、ショートステイに該当する、介護保険に該当しない方々向けの事業というものが始まりました。これらは、介護保険とタイアップして始まった制度ですよね。こ

の制度の当初予算、決算見込み、それから予算達成率、これについてお答えください。

○（福祉）高齢社会対策室高齢福祉課長

今の高齢者生活支援事業、これは自立者支援事業ということなのですが、今言われました軽度生活は、当初予算が約 2,990万円、決算見込みで 630万円、達成率で21.2%、当初対比の達成率です。次に、生きがい対応デイサービスですが、当初予算は約 3,260万円、決算見込みが 190万円、対当初達成率では約 5.5%というふうになっております。それと、生活管理指導型短期ショートステイ、宿泊事業、これは当初 180万円の予算を盛り込みましたが、決算見込みではゼロということになっております。

○中島委員

これらの予算を立てたけれども、2割から5%、ゼロ%という達成率で、ほとんどお金は使っていないのです。実際に予算未執行額の総額は大体幾らになるのか。そして、なぜ使われなかったのかという判断をしているのですか。ここをお聞かせください。

○（福祉）高齢社会対策室長

未執行額ですが、実は1定で補正していますので、実際にはほとんどない、逆に流用して若干足しているという状況でございます。

なぜこういうふうになったかということでございますけれども、実は、自立者支援ということで初めての制度でございます。当初、約 6,400万円ほど、この三つを合わせて予算を組んでございました。ただ、介護保険上の要介護認定を受けましたところ、実は、当初、従来のホームヘルパー等のサービスを受けている方々は、多分、15%ぐらいが自立者支援の方に回るのはないだろうかと。これは、議会等でも自立者支援をやってくださいということで強い要望がありますし、全国的にもそういう動きの中で私どもは15%ぐらいと、こういうことで見ておったわけでございます。

ところが、実際にふたをあけますと、実は要支援なり要介護認定に、ほとんど救われました。したがって、ほとんど介護保険の方に移行した、こういうことでございまして、そんなことからほとんど使われなかった。それから、新規にいたしましても、当初、自立支援で適用させるのですが、要介護認定を受けていただきますと、やっぱり大体そちらの方へ移行するというので、ほとんどさかのぼって適用される、こういうようなことがございます。したがって、1定で約 5,500万円ほど減額をしまして、一般財源ですと約 1,400万円、こういうことで減額補正をさせていただきました。ただ、ある面では、介護保険サービスを受けられるということで大変よかったのではないかなというふうに思っております。

ただ、その反面、実は介護保険の給付の方が膨らんでございまして、4定、1定と2回にわたって増額補正をさせていただいています。当初に比べると約 6億 8,000万円、一般財源で約 8,000万円の追加をしてございます。私どもとしては、あくまで全体の状況を見ながら判断していかなければならないというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○中島委員

小樽市の低所得者対策のために、1,400万円の予算をつけて、そのうち、700万円は一般財源、あとの700万円は北海道の財政調整基金ということで、これはいずれ市民の皆さんの保険料にはね返る額になるわけです。さきほど課長は、全額免除したら厚生省のおしかりを受けるとおっしゃいましたが、一般財源から持ち出してもおしかりを受けるのです。十分ご承知のことだと思います。どうせおしかりを受けるのだったら、そんな中途半端なことをしないで、できるだけやってもいいのではないかと、私は思うのですね。

他都市は、8割方は介護保険が黒字になったと。その中身を使いながら低所得者対策もしているわけです。小樽は、確かに黒字になって、補正予算につぎ込んで、余ったわけではありません。でも、広く見れば、今おっしゃったように、5,000万円ぐらいの介護保険に伴うお金をやっぱり使っていない、さっさと補正してしまっているの

すね。こういうお金があるわけですから、私は、やっぱり、それを介護保険の充実のために使って当然のお金だと考えるのです。そういう点では、何も 700万円を道から借りなくてもよかったのではないかと率直な感想を持っています。

さらに、介護保険制度が始まって1年ですから、まだこれから先、さまざまな問題が出てくると思いますし、率直に言って、今の減免の中身で低所得者の皆さんに対応し切れるのかどうか、こういうことを考えたり、あとは利用料の負担ですね。施設に流れる背景には、在宅ではとてもやっていけないという利用料負担の問題が大きいと私たちは思っているのですけれども、今後、保険料のさらなる減額・免除制度、利用料の減免制度を検討していく余地があるのか。それとも、これ以上はととても出来ないと思っているのか、このあたりはどうですか。

○福祉部長

介護保険の保険料と利用料に関してでございますけれども、保険料につきましては、委員もご承知のとおり、3年ごとの見直しがございます。したがって、今回の減免につきましても、13年度と14年度という年数を区切ってご提案を申し上げているところでございます。

それから、利用料につきましては、市長からご答弁申し上げておりますように、利用状況をよく見極めるということでございますので、今後ということになってまいりたいと思います。

○中島委員

国民健康保険は低所得者減免という制度があります。小樽市独自で対応する申請方式というふうになっています。介護保険制度にはこの部分がないのです。同じような所得で国民健康保険を払って、介護保険を払っている方に、依然、納得のできないアンバランスな中身になっています。そういう意味では、低所得者対策というのは決して特別なことではなくて、従来、非課税世帯、生活費に課税されない皆さんにとって、当然、保護されるべき中身のものが実行されていないということをきちんと認識していかなければならないと、私は思っています。そういう点で、今後の市民の皆さんの状況を見ながらという点については、ぜひ意見を反映していただきながら、引き続き検討していただきたい、このように思っています。

小樽市温暖化対策推進実行計画について

環境部に質問します。

小樽市の温暖化対策推進実行計画を読ませていただきましたけれども、昨年、市民ルールというのを発表されまして、市民の皆さんに配りました。今回は、行政みずからの計画という中身です。

単純に疑問を抱きますけれども、京都会議では、2010年までに6%減目標、それから、2004年までに、北海道は5%減、小樽市は2%減と、だんだん少なくなっていくのですけれども、どうしてこういうふうになるのでしょうか。

○（環境）環境課長

パーセンテージがいっぱい出ていまして話が非常にわかりにくいのですけれども、まず、京都議定書の6%につきましては、1990年に比べて2008年から2010年、日本は2010年とっておりますが、そこまでで6%ということが議定書で定められております。この中身も、日本の環境省は、森林吸収によって3.何%というごまかしをやっています。ごまかしという言い方はあれですが、そういう調整をして達成しようとして、それで京都議定書がなかなか発効していないというのが実情でございます。

次に、北海道の5%の数字でございますけれども、これは同じレベルでの、1年ずれていますけれども、5年間で5%という道の計画、そして、小樽市は13年からの5年間で5%ということをしております。

小樽が2%という中身ですが、その理由は三つございます。一つには、1年間で1%というのは、経団連の自主行動計画等で定められている1年間で1%ずつ減らしていきましょーうねという中身でございまして、そういうものに準じて、道の5年間で5%というものが定められております。

ただ、道の事務の中身と市の事務の中身は質がちょっと異なっております。計画の中で、私どもは一般行政事務と言わせていただいている部分とそれ以外の事務というのがありますが、道の場合は、いわゆる一般行政事務、通常の机の上でする事務が非常に多いわけですが、市の場合には、6割から7割ぐらいいわゆる机の上ではない事務がございます。ここの部分というのは、例えば、ロードヒーティングによるエネルギー消費、これは結構大きゅうございますけれども、市民生活のサービス、あるいは安全性確保のため、そういう中身がございますので、この部分はなかなか簡単に減らすわけにはいかない。そこで、今回の計画の中身といたしましては、いわゆる職員の率先行動によって減らせる部分、それを、一般行政事務の部分は職員は5年間で5%減らしましょうと。これは道の言っているパーセンテージと同じです。1年間で1%ずつ減らしましょうと。それで、これは市民のサービスを低下させて温室効果ガスを減らすという時期が来るかもしれませんが、今段階ではそれは考えておりませんので、その部分を控除していくと、トータル5年で2%にしかならない、そういう表が6ページに載っております。そういう中身でやっております。

もう一つは、今ちょっと申し上げましたけれども、小樽の地域特性で、坂が多くて、ロードヒーティングだとか上下水道のポンプアップのための電力が必要になる、あるいは重油が必要になるというようなことです。

それからもう一つ、最後に、温暖化対策ということを考える前に、いわゆる行革的視点での経費削減が非常に進んでいるということです。要するに、小樽市の場合、経常費はもう既にシーリングをかけられなくなっております。例えば、道が昨年から実行計画を進めて、それを環境ISOのシステムでやっていく中で、1億6,000万円の経費の削減ができましたという新聞報道がありますけれども、それは、要するに1億6,000万円を昨年は無駄に使っていたということになりますよね。そういうことは、小樽市はもうできていないはずで、道は20%の経常費の削減をやっておりますから、そういう中で1億6,000万円が出てくるのはごく当たり前の話で、そういう意味で今の2%の数値は、やる気がないとか、意欲が足りない、そういうことではなくて、小樽の実情を表した計画でございます。

○中島委員

なかなか専門分野で難しいのですが、普通に見ますと、7ページには、公用車は10年置きに5%削減、ごみ・リサイクル5%削減、エネルギーも5%と、燃料は全部一生懸命に頑張って5%に抑えたのです。最後に、水道だけ全然数字が出ていないのです。そして、全体として2%というのは、普通に考えれば、水道のところで、減らすどころか、たくさん増やして、その分をみんなで5%ずつ減らして帳じりを合わせる、こういうことなのだろうかというふうに思ったのです。

ですから、水道の数字が出ていないことと、みんなが5%やっているのに、どうして最終目標が2%になるか、このずれがよくわからなかったのです。わかりやすく説明していただければと思います。

○（環境）環境課長

水道の部分につきましては、確かに、資料の8ページの部分に水の効率的使用の推進とあります。この中で数値が入っていないのは、要するに、職員の率先実行で減らせる水というのは、トイレに行って流す水とか、手を洗う水とか、あるいは、具体的に公用車の洗車ということもありますけれども、小樽市全体で使用している水の総量から比べますと非常にパーセンテージが低いわけです。その部分で、例えば、水をたくさん使うところでの設備更新をして水の消費量が抑えられればいいのですが、今、この計画の中ではその設備更新までうたっておりませんから、そういう中身で率先実行で減らせる部分については恐らく現状維持ぐらいのところであろう、あるいは少し減るくらいで、それで5%という数字はちょっと立てられないだろう、そういうことでございます。

○中島委員

よくわからないところもあるのですが、水道局も数値ぐらい出してもいいのではないかという気がしないでもないのですが。5%という目標に対して、もう少し建設的に、「2%以上」と書いていますからね、いいのではない

かという気はします。

ただ、今回、温室効果ガス排出量の調査を毎年すると書いてあるのですけれども、これは、具体的にどんな方向であるかということはわからないのですか。

○（環境）環境課長

今回策定している計画の別表が4ページに載っておりますけれども、そこに燃料消費量から自動車の走行量とかいろいろ項目がありまして、例えば、ガソリンを例にとりますと、小樽市の全体で、11年度に年間消費したガソリンというのは124,600何がしと、これだけ車を使っている。それに対して、環境省が示している排出係数というものがございます。要するに、ガソリン1リットル使ったら二酸化炭素が幾ら出るのだよというものがあります。それが、kg-CO₂というのか、要するに、二酸化炭素に換算すると何キログラム出ますよと。それが2.31キログラムなわけですね。それを掛けた数字でそこに排出量を出す。これは、ほかの効果ガスについても同じようなやり方をしているわけです。自動車の走行でメタンが出てくるとか、一酸化窒素が出てくるとか、そういうような中身で、これを、11年度については年間の数値を調査いたしました。そして、13年度からは四半期ごとの調査、ですから、直近ですと4、5、6の数値、これを7月に集計しようと思っておりますけれども、その数値によって、あくまでも換算数値ですから、決してコンセントから二酸化炭素が出ているわけでもなく、自動車からはメタンとかが出るかもしれませんが、そういう換算の数値を積み上げていって、小樽市の事務事業から出ている温室効果ガスの総量を出す、こういうようなことです。

○中島委員

それでは、表紙の裏に、国の責務とそれぞれの定期点検の中身が書いてありますけれども、この中では、地方公共団体の責務、これは義務化になっていきますね。地方公共団体みずから出す温室効果ガスのための計画を立てる。それから、国民の責務についても出ています。

ところが、国の方についても義務化が出ていますが、事業者の責務のところだけ努力なのです。どうしてこのところが義務化にならないのか。ここが一番大きな役割を果たすところだと思うのですよ。ここを義務化しなかったら、具体的なCO₂の排出規制にならないと思うのですけれども、この点はどうなのでしょうか。

○（環境）環境課長

法律の中身ですので、私が答えるべきかどうかわからないのですけれども、エネルギーに関連する法律で、通産省、今の経済産業省が持っておりますいわゆる省エネルギー法がございます。その中で、事業者、特に製造業ですけれども、製造業部分での省エネルギー政策で、計画をつくって削減しなさいという計画があるために、この部分を温室効果ガスの部分でも、規制といいますか、くくりをかけますと、同じものに対して二重の法整備がある、こういうことがあって、その部分は義務ではなくて努力義務と。大企業で余裕のあるところについては温室効果ガスの削減計画もつくりなさいと、そういう仕切りになったというふうに伺っております。

○中島委員

結果的に、家電リサイクルのときに事業者責任があいまいになって、その結果、大変な混乱が起きていることと大して変わらないですね。事業者責任こそ明らかにしなければならないと思うのですよ。少なくとも、国がこういう状況なら、小樽市が独自に事業者に対して指導するなり、あるいは奉仕を求めるなり、地方公共団体単独でそういう行動をとれる余地というのはあるのですか。あるいはまた、そういう計画はありますか。

○（環境）環境課長

事業者あるいは一般市民に対する普及啓発措置ということで、昨年から環境にやさしい市民ルールというのをつくりまして、その計画推進といいますか、施策の推進を、今回実行計画をつくったことで進めてまいりたいと思っております。

今後、国が進めていく温暖化施策の中で、今のような普及啓発をやって自主的行動を求めるやり方というのは限

界がありますので、これから、規制的な手法、あるいは環境税のような経済的手法が出てくると思います。現段階で、私どもといたしましては、要するに、温室効果ガスという非常にわけのわからないもの、これを市民あるいは事業者の皆さんによく知っていただくための施策、これが地域説明会であったり、事業者の説明会であったり、そういう中でまず進めていきたいと思っています。

○中島委員

ダイオキシン問題について

続いて、ダイオキシンの問題が今回報告されて、12年度も報告されていますけれども、ご存じのとおり、焼却炉は3月で使用が終わっています。これから先も大気中の調査を続けると。これまで続けていた地域は焼却炉の周辺地域を5カ所ぐらい設定しましたが、今後はどこを調査するのかというあたりはどのようなのですか。

○（環境）環境課長

ダイオキシンについてでございますけれども、これは、平成12年度からダイオキシン類対策特別措置法の常時監視計画、これは都道府県の所管になりますので、道でございますけれども、その計画の中で、13年度についても今回と同じで、いわゆる真栄消防の地点、環境省の調査地点、それと奥沢の地点、これを継続していくことになっております。

○中島委員

私は、その焼却炉はなくなるのですけれども、ダイオキシンは焼却炉だけに限定しているということになっていませんから、調査を続けるのは別にいいと思うのです。けれども、むしろ土壌だとか、大気に限らず、長い間使っていた焼却炉の後に建設する、ダイオキシンの調査ということになれば、土壌の調査なども含めて、もう少し実態に即した調査を含めた方がいいのではないかというふうに感じるのです。ぜひご検討できないかなと。

あるいは、安全性という意味では、当然そういう指摘が出てくるのではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○（環境）環境課長

今お話のございました土壌、あるいは、公共用水域の水質ですとか底質、あるいは河川についての水質等、当然そういう項目はご心配があるところでございます。

さきほどちょっと大気環境のお話だけを申し上げましたが、北海道の常時監視計画の中では、今の土壌ですとか、それから水質についての測定も実施しております。ただ、これは道の調査としてやっているものですから、まだ数値が公表されていないものです。今回、真栄については、小樽市の予算で大気についてやっておりますし、奥沢についても、昨年度の経緯から、道から前倒しでいただいた数値を今日、ご報告申し上げたところでございます。

ほかの今の土壌ですとか、大気以外のほかの項目につきましては、恐らく来月になると思いますけれども、道の方から今のダイオキシンについての常時監視計画に基づく調査結果ということで公表されることになっておりますので、よろしくお願いいたします。

○中島委員

環境部への最後の質問ですけれども、さきほど部長から、これまでの委員会あるいは本会議の中での発言に対する地域的な話で、今、一番大きな問題になっているのは、住民の皆さんの合意の下に進めていく、そういうふうにと訂正されたと思いますが、住民の皆さんの合意で一番大きな障害になっていることは具体的に何なのでしょう。

○（環境）管理課長

私どもは去年から町会の方への説明会等をやってございます。その中でお話がございまして、今言っておりますダイオキシンの関係のお話がございまして。大きくはその点かなと思っているところでございます。

○中島委員

ダイオキシンを問題解決するといったら、どういうふうにするのでしょうか。見通しはあるのですか。

○（環境）金田副参事

今のダイオキシンの関係ですけれども、ゼロではないというのは間違いのないことです。ただ、住民の方には、今の国の排出規制が0.1ナノグラムとなつてございますけれども、それ以下にするだとか、そういったことで、自然環境にそぐわないような形のダイオキシン発生は抑止しているのだと、こういったことをご説明の中でひとつご理解をしていただきたいと思います。

それからもう一つは、昨年からの議会の中でも、他町村からのごみの持込み、こういったこともございます。今段階で、他町村からのごみの持込みというのは、あまり具体的には出てきていないのですけれども、当初の計画を説明した段階では他町村からのごみの持込みというのはございました。

以上でございます。

○中島委員

覆土の問題についても随分問題になっていたようですけれども、それでは、そちらは解決したというふうに考えてよろしいのですか。

○（環境）金田副参事

今後の課題としては、さきほど申し上げましたダイオキシン類の関係と、それから他町村のごみの問題、こういったことも町会の方にご理解いただきますけれども、今のご発言の覆土の関係につきましては、たしか昨年の第3回定例会の中で、現状は厚生常任委員会でご報告しましたが、覆土の関係の実施の問題をめぐりまして、桃内町会の方から、覆土以外に、カモメが桃内海岸で死んでいた問題だとか、そういったことは出されてございました。

それぞれご説明していたわけですが、今年の4月に入りまして、覆土の問題が再燃してございます。という内容は、埋立処分場の建設の経過の当時から、私どもは中間覆土として2メートル50センチにしているのですと、こういう形でのご説明がずっと先行していたわけですが、毎日の仮覆土の量がどの程度になるかということについては、住民の方との合意といいますか、意識のずれといいますか、とり方の違い、こういったこともございました。それで、再度お話もございまして、6月10日というふうに記憶してございますけれども、1回、20名ほどの桃内町会の役員会の方に、現地の埋立処分場の中に入らせていただきまして、これが仮覆土、これが中間覆土と、こういった形で実物を見てご説明をさせていただきました。その中では、大分理解をいただいたかなと、こういうふうに考えてございます。

ただ、今後の問題としては、役員会だけではなくて、6月の末、もう少しでなりますけれども、住民の方を集めて集会を開催すると。その中で、覆土の関係だとか、再度、市の方から説明願いたい、こういうお話もございまして、その中で何とかその辺についてはご理解をいただけるかなと、こういうふうに思っているところでございます。

○中島委員

これからは透明にさせていただいて、議会にも市民にも、具体的な問題点や合意を得られない部分を明らかにしながら進んでいくことが一番の近道だと私は思います。

ただ、今、計画は大幅に遅れているのは事実です。これから先、どこどこをクリアして、どれぐらいの時期にどんなことができるのか、そういうめども示されていません。まだ出せない状況なのだろうというふうに判断します。けれども、そうなれば、住民の皆さんの中からは、焼却炉をなくして、その後はごみを全部埋め立てている、ということなのだ、環境問題は大丈夫なのかと。これは、桃内の方だけではなくて、一般市民の皆さんの方からも心配が寄せられてきているのです。

そういう点で、早い時期に解決をしていくことがもちろん要請されると思うのですけれども、私は、今のこのような状況が前向きに解決されなかったら、小樽市内のごみは引き受けたという最初の原点も含めて、ダイオキシンの心

配があるからお断りすると、そういうことだってあり得ないことではないと思うのです。だからこそ、やっぱり、慎重に誠意を持った対応が必要だと思えますし、あくまでも住民の皆さんが納得できる経過を踏むということが一番重要だと思います。そういう点で、ぜひ住民合意というその中身を大事にして進めていただきたい。

そして、リサイクル施設を、臨時の方はフル稼働して今の状況で目いっぱいだとおっしゃっていましたが、これから先、このリサイクル、資源分別ごみを全市的に強力に進めることが、環境問題としても非常に大きな役割を果たしていく中身だし、市民の期待でもあるのです。これを、先延ばしにしないで、めどが立たないなら先にリサイクル施設だけでも設置するぐらいのことを考えないと、市民全体のごみ行政に対する心配が高まるばかりではないかなと、これは、私は再三言っているのですが、リサイクル施設は全部つくるときに一緒につくるから今はつくらないというふうにずっと言っていられちゃいますけれども、そういうレベルで見通しがあるのかなと。そこら辺はどうですか。

○環境部次長

確かに、これから桃内の地域住民の同意を得ていく中では、やはり、資源化・リサイクルということが非常に大きなポイントになっていくのではないかなというふうに考えております。多分、ごみを埋めるだとか、燃やせばいいという考えではなくて、やはり、将来のごみ処理に向けた在り方というのはリサイクルの推進抜きには考えられないと思っておりますので、今後、地域の住民の方々とお話をする際に、今、ご提言いただいたことにつきましても十分配慮しながら説明をしていきたい、そして、可能性を高めながら住民のために全力を尽くしていきたいというふうに考えております。

○中島委員

陳情第63号について

最後に、陳情第63号について若干質問いたします。

今回の中身は、乳幼児医療費の就学前までの無料化ということが陳情の中身ですけれども、今年の5月31日に、乳幼児医療全国ネットというのが発足しまして、国の制度として就学前までの医療費無料制度の早期創設を求める、あらゆる団体、個人が加入して進めようという中身のものができております。そういう意味では、党派を超えたすべての国民の要求として、乳幼児医療費の無料化ということを進めているというふうに感じております。

先日、小樽市内のぜんそくのお子さんで、4歳の子を抱えたお母さんが、バスで行き合ったお話ですけれども、3歳までは医療費、通院は無料だったのです。ぜんそく発作を起こしてもお金はかからなかった。4歳になってから、1回連れていったら、点滴、吸入を繰り返して5,000円ぐらいかかるのだそうです。それがいつ起きるかわからない。逆に、お金がかかって、負担になっていることが改めてわかったと言うのですね。それで、本当は子供をもう1人欲しかった。子供が3歳を過ぎて手もかからなくなかったから、もう1人産もうと思ったけれども、こんな状況ではとても産めないといって、子供はもうつくらないと言っていました。まさしく、少子化対策の制度に直結する乳幼児医療費制度だなと私は思いました。やはり、今、小樽の少子化を食い止めていく、皆さんが子供を安心して産もうというために必要な制度だと思うのですね。

今、小樽市で就学前まで実施しようと思ったら予算はどれぐらいかかるのでしょうか。

○（福祉）高齢社会対策室管理課長

乳幼児医療の無料化に向けての費用についてでありますけれども、現在、小樽市では4歳未満まで、道の制度に1歳上乗せして走っております。1歳拡大している市の単独の分では、今年度は4,300万円ほど計上してございます。

今、委員のご質問のように、就学前までということでありまして、今までの試算の結果では、1歳ごとの拡大ということで考えてきておりまして、そういう意味では、あと5歳未満、6歳未満ということでは二つ掛けていただくということになります。

ただ、学校に上がるまでということですので、6歳未満、4月生まれの子は4月末で終わりということで、残り11カ月分をカバーすることになりますので、そういった部分の試算については今後推計してみたいというふうに考えております。

○中島委員

少子化対策というのは、小樽に子供がいなくなっからいきなり対策をとっても遅いのですよね。子供をつくるまでには一定の期間がかかりますから、今、減ってきている最中に手を打つ必要があると思うのです。8,000万円ぐらいかけて、お子さんたちをもう1人、2人産もうと決心するための制度なら、安い投資ではないかと思うのですけれども、小樽市は、北海道が拡大することに合わせて若干ずつ膨らませています。小樽市の方針として、乳幼児医療の無料化という問題を積極的にやりたいと思っているのか、それとも、北海道と同じ程度にしておくつもりなのか、その基本的な姿勢というのはどうなのでしょう。

○福祉部長

基本的な考え方はどうかということでございますけれども、今まで、基本的に、北海道の制度の中で考えて、それをベースにしながら考えてまいりましたので、今のところはその線で行きたいなというふうに思っています。

○中島委員

大変寂しい答えだなと思います。小樽はこのまま子供を産む人がどんどん少なくなって行って、人口ももう少しで15万人を割るのではないかといううわさが出ているときに、積極的な少子化対策をぜひ考えるべきだと私は思います。

既に、乳幼児医療費無料化制度については、公明党の皆さんは、平成11年第2回定例会の代表質問で、6歳未満まで引き上げという方針を出しておりました。連合は、2000年から2001年度の要求と提言に乳幼児医療費の無料化を挙げています。自民党の皆さんの支持母体である日本医師会も、少子化対策委員会最終報告書に15歳以下の医療費無料化を政府に要望しています。すべての皆さんに賛成いただける陳情の中身だと思いますので、ぜひ皆さんの賛成をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○委員長

それでは、共産党の質疑を終結し、質疑を自民党へ移します。

○前田委員

温暖化対策推進実行計画について

ちょっとお尋ねというか、温暖化対策の推進実行計画ですか、今これを読んでいましたけれども、共産党の方からも質問がありました。平成13年から17年までに、小樽市の関係で、庁舎内で、7ページに、目標と取組ということで、公用車から始まって水と、ずっといろいろあります。さっきの話ではないですが、これで5%から2%まであるのですけれども、あとはパーセントなしもあります。これは、ずっと細かく箇条書きで出ていますが、13年から17年までかかるものも当然あるのしょうけれども、こう見ると、9割方、今日からというか、当然できるし、以前であっても当然できる中身というか、内容ですよ。公用車のところの適正運行管理だとか、事務用品を含めても。

これを17年までかけるということになると、この中の何点かがそういう部分になってくるのかなと。私が見ると、公用車のところを見ると、低燃費車を積極的に導入するというようなことだから、現在、公用車にはそういう車が導入されていないと思いますけれども、市販されている車の中には、低燃費というか、CO₂の排出されないハイブリッドとかいろいろありまして、具体的にはそういった車のことを指すのだろーと思います。だから、費用もかかることだし、いきなりというわけもいかないだろうし、これ以下をずっと見ていくと、あとは、事務用品の文章

では、ある会派ではＣＤうんぬんという話が出ていましたが、これも答弁されていなかったようで、それはすぐできないだろうということは私らもわかりますし、私ももらってもすぐ活用できないので、それも困ってしまいかもしれませんが。あと、それ以外のものは、ほとんど以前からやれて当然しかるべきという内容ばかりです。何かここに、もっともらしく書いてありますが、言っては申しわけないけれども、市民にこれですよと言って、「えっ」と言われそうな中身だなというふうに思いました。

そういうことで、いかがなものかなと私は思っていましたけれども、当然、17年までかかるような話ではないなと。また、17年の中で特筆しなければならぬものも何点かあるなど。そういうものは書いておいていいと思いますが、これは13年からすぐにやれる中身だなというふうに思っています。

公用車などは、先日の新聞で、商品名は出しませんが、中型関係は小樽市でも結構使っていますね。黒塗りだとか、ライトバンといいますか、ステーションワゴンの関係、こういったものでもって、中型車についても、メーカーでは、この秋か来年の春には新型ハイブリッドの関係が出てくるし、トラックメーカーでも、たしか２トンの車の開発がされたということも最近の新聞で日経が何かに出ていました。

そういったことを指しているのだらうと思うのですけれども、こういったものも、具体的には、予算さえつければ17年までかかるような話ではなくて、この中は来年度から100%全部できるような話なのです。この辺で、具体的にハイブリッドカーの購入予定は何かあるのですか。

○（環境）環境課長

5年というのは、国から定められた期間でありまして、計画の期間については、12年度から始めている都道府県もございまして、市町村ですとおおむね13年度からの5年間の計画ということで、法の下に基本方針が11年に出されているのですけれども、その中で5年間でということでございます。

そして、ご指摘のように、こんなのは当たり前ではないかというお話が市民ルールของときにもございました。ただ、それが世代をわたりますと、若い方々の中で、例えば電気の使用というのが省エネルギーの部分で全部に認識があるかという、必ずしもそうではない部分がございます。そういう今の省エネルギーの部分ですとか、資源の削減とか、そういうところは、今まで小樽市でそういう計画を持っておりませんでしたので、改めて地球温暖化対策推進法あるいはグリーン購入法のくくりの中で提起をしたということが一つございます。

それと、さきほどのご質問の中に、低燃費車の部分で、国で言いますと、低公害車と言われるもの、電気、メタノール、ハイブリッドとかございますけれども、その中でハイブリッド車について、最近、4輪駆動のものも含めて多く開発されてきてございます。ここの部分については予算が伴う部分でございますので、グリーン購入の基本方針というのが国からは示されておりまして、今の低公害車については、6月15日付けで、国の調達方針の中で、小泉総理の発言もございまして、年度内にそういうものを購入するよという方針も出されております。ここの部分については、当然、市の中では財政部局との調整が必要になってまいりますので、車に限らず、いわゆる環境配慮商品、いわゆるグリーン購入の部分について、具体的な取組についての調整を進めていっているところでございます。

○前田委員

車両の関係は、更新の時期もあるでしょうし、いっぺんにといたら相当な予算づけをしなければならないと思います。5年ということですから、5年であれば、来年度、14年度でも、試験的にというか、第1号車を入れて、順次、5年かけて、当然、性能も上がっていくでしょうし、そういった部分で入れていけばいいのかなというふうにも思われます。来年あたり、こういう第1号車、低公害車を入れる具体的な予定があるのですか。どうなのですか、これは。つもりとしてだけでも、結果的にはできなかったということはあったにしても、その辺はどうなのですか。

○環境部長

ここの温暖化計画の実行計画の策定というのは、さきほど課長からも説明していますように、委員からお話がありました、今までやってきたものをさらにもう一歩進めようということで策定しているということなのです。

それからもう一つは、今、低公害車を来年度に購入する予定があるのかということについては、これは全庁的にどうするかという話ですから、環境部でどうするかということではなくて、全庁的にどうするかですから、私のところでは、今、低公害車を来年にすぐ導入するという話は聞いていません。

ただ、この中で、やはり、官公庁では低公害車を導入しようという方向づけで今はいますので、国ではグリーン購入法というものをやって、そういうことでひとつ進めていこうというものもありますので、その間の中で、5年間で1台になるのか、求めて、結局、最終的にゼロになるのか、それは今のところはわかりませんが、そういう方向でとにかく温暖化計画の実行に即していこうと、こういう考えであります。

具体的に来年、どうかと言われると、今のところは私の方では承知しておりません。

○前田委員

ここには、環境部というか、限られた部署しかありませんので、財政にも出ていただくといいのでしょうけれども、第1号車を入れたとするならば、当然、5年かけて入れ替えるということにつながっていくと思うのです。来年の4月1日でもって、そういうことがスタートするとなると、この中のあらかたというか、あとは、人間というか、個人が努めればいいことばかりなのです、この中に書いてあることは。あとは、CD-ROMの話と自動車の話だけなのです。あとは全部、各職員というか、我々も含めて努めていけば、99%、100%達成できるスタートになるのですよ。

だから、財政がいて、どういう話をして、何とか決議に向けてうんぬんするということがあれば、それで済む話ですが、その話はここで詰め切れる話ではないので、環境部で1台入れようと思っていますというのであれば別な話だけでも、そういう考え方があったにしても、予算づけがこの時期ではまだ出来ていないと思います。部長の話では、前向きな姿勢はあるということは十分わかったと思っておりますけれども、進めようと、そういうことです。この話はこれで終わります。

桃内最終処分場について

あとは、後志の広域の関係です。さきほども出ていまして、いきなりあれっと思ってびっくりしたのですけれども、私も去年の3定で、4定かな、たしか去年の7月1日から供用開始したのですよね、桃内の処分場は。それで、6月末が来ると丸1年になるのでしょうか。議会としては、この2定では丸1年になるわけです。それで、3定でも話をしたのですけれども、カモメが亡くなっているという話です。それでもう約1年たつのだけれども、調査結果が出ていないというのがまた不思議なのです、実際問題。それが一つです。

それと、去年のウニの実入り、海草の茂りが悪かった、桃内川の河口付近、この関係は今年はどうなっているのか。その2点はどうですか。

○（環境）五十嵐主幹

カモメの死亡原因の関係なのでございますけれども、昨年7月ぐらいから桃内海岸で相当の数のカモメが死んだということで、昨年、その中の冷凍保存された1匹を後志支庁を通して道の環境管理センターの方をお願いしてあるということで聞いておりまして、再三、うちの方も死因調査結果について要請しているところでございます。それで、先日も、後志の方に要請いたしまして、早ければ今月中にでも何とか出るのかなというご返事をいただいているところなのです。

何で遅れているのかという部分につきましては、ある想定された原因といえますが、例えば、鉛中毒だとか、そういうものであれば意外とスムーズに調べがつきやすいのですけれども、死因を想定されない部分での死因調査というのはなかなか難しいと言われております。どちらにしましても、町会の方からも要請されておりますので、うちの方としても、再三再四、道の方に調査結果について要請しているところでございます。

それから、ウニの実入りの関係なのですが、私も去年の3月まで水産課長をしておったのですけれども、実入りが、昨年5月の初めにちょっと悪くなったのですけれども、海草の関係は、そういう意味では私も聞いておりませんで、今聞いたというような状況でございます。

○前田委員

そうしたら、漁協の関係は苦情はないということでいいのですね。

○（環境）五十嵐主幹

漁協さんの方からは、そういう関係では聞いておりません。

○前田委員

それと、カモメの方の話は、死んだ数は1羽や2羽でないというふうに聞いていますので、数十羽ということですから、恐らく共通した死亡原因があるはずだと思うのです、我々素人考えでは。もう1年もたつわけですから、積極的に催促したのかどうなのか。

○環境部長

さきほど主幹も言いましたように、たしか去年の7月に海岸で多数のカモメが亡くなったということで、それはたしか8月ぐらいにそういうお話がありまして、我々も当然それは原因を追及しなければならないと。住民の方々の話ですから、原因を追及しなければならないので、鳥獣保護員の方に原因のわかる方と話をしたら、鳥獣保護員の方が、後志支庁を通じて調べていただくと、そういう経過になっているのです。確かに月日がたちましたが、私が4月に来たときに、その話の回答をまだ得ていないというものですから、とにかく皆さんもお待ちなので、何回も催促しているのですけれども、とにかく、極端な言い方をすれば、わからないならわからないでも仕方ないから、とにかく検体をしていますので、その中身を調べていただいて、何らかの回答をいただきたいというお話はさせてもらいました。

4月のときにそういうお話でしたけれども、とにかく、その間、また再三お願いしまして、さきほども主幹から言いましたが、後志支庁では、何とか今月中になるかどうかまだちょっとはつきりしませんけれども、とにかく、近々に何とか回答が出せそうだというお話をいただきましたので、出したら、早速、町内会の方々にご報告をしたいというふうに思っています。

○前田委員

それは、よろしくお願いします。

さきほども話しましたように、1年たつわけです。それで、今のカモメの話もあって、ウニの話も出てきましたけれども、やはり、開設というか、供用開始してから苦情があった中の主なものというのはどういうもので、何件ぐらいあったのですか。

○（環境）五十嵐主幹

開設してから1年たちますけれども、いろいろな苦情が、さきほども申しました覆土の関係でございます。それにつきましては、さきほども言いましたとおり、見学会なり何なりで、毎日の覆土と中間覆土の違いだとか、このあたりを説明させていただいておりますし、今後ともしていきたいと思っております。

それから、農家のカラスだとか、さきほど言いましたカモメのふん被害、これについても何件かございました。カラスの被害対策といたしましては、猟友会小樽支部に依頼しまして、パトロール等々をやっているということでやっております。それから、ハウスとか露地物のカラス被害に対しましては、「てぐす」を張ってカラスが来ないようにということをやっております。それから、カモメのふん被害は、生ごみも入っているものですから、そういう意味でかなり来ておるのですけれども、場内に「てぐす」、特に鳥というのは羽が命なものですから、「てぐす」なんかで引っかかると鳥としても大変困らしくて、場内に近寄らないという実績も今見えていますので、場内に「てぐす」を縦横無尽に張りまして、埋立処分地内に降りないようにということでだんだん数を少なくしようかなと、今、鋭

意、実験からだと効果が見えているかなと思っております。今は大体そのぐらいかなと思っております。

○前田委員

その中にカモメのふんの話が出てきましたけれども、私もその話を聞いているのですよ。農作物の上だとかハウスのビニールの上に相当な量と頻度で落ちてくるのだと。恐らく、朝晩の行帰り、通勤途中にカモメが落とすのではないですか。

そういったことで、去年の3定のときにもたしか質問したと思いますけれども、伍助沢の処理場でも、以前はカラスだったのですが、カラスと入れ替わって、カモメがものすごく相当な数で来ていましたよね。それがそっくり来るのではないかとということで話をしていたら、それはそのときになってみなければわからないということで、覆土もするということなので、そういうことはないのではないかと言っていたのですが、現実には、僕もこの間、行って見てきたのですけれども、相当なカモメが来ている状況になってきているわけですが、実際問題。確かに「てぐす」も張ってあるけれども、「てぐす」を張っているところは、ごみがないところに張ってあるので、そこに鳥がひっかかりたりするわけです。やはり、ブルドーザーの周辺でも、本当に踏まれる寸前までいるわけだから、そこに「てぐす」を張っていることは仕掛けにもならないし、現実論として無理がある。そんなようなことで、これは伍助沢と同じ状況が桃内のところで起きてしまったなというように見てきました。

伍助沢と違って、あの周辺は花をつくっている人も結構いますし、ハウス、テントというか、いろいろつくっている人がいるので、伍助沢よりも、ふんの被害というか、苦情も多いだろうと思います。

前にも、それこそ猟友会の話も出ていましたけれども、伍助沢の場合は、中に入ってカラスを撃っていたこともあるのです。今の処理場は、桃内はハンターが入れないようになっているのでしょうか。たしか、そういうふう指導していると思うのだけれども、行っても、カラスでなくて、ほとんどカモメなのだね。カモメというのは、私が言うまでもなく、カラスと違って狩猟鳥獣ではないから、いきなり撃てないわけです。

この辺の対策を考えないと、「てぐす」を張ったって、はっきり言って効力はゼロに等しいので、この駆除というのは出来るのですか。出来ないのですか。カモメの駆除というのはあるのですか、全国的にも。

○（環境）五十嵐主幹

今、カモメの駆除ということで、いろいろな関係機関に聞いてみました。そうしたら、やはり、カラスと違って、有害鳥獣指定といいますか、特殊なあれで捕獲するとか、研究用に捕獲するという場合は別として、まずなかなか難しいだろうということが言われております。

それと、さきほどのカモメ対策として、「てぐす」を張ったということで、ちょうど今、ごみのないところに張りました。それで、まず、そこに来るか来ないか実験させてもらいまして、ごく最近、ごみの埋立部分、そこにボールを2本立てまして、重機に影響のない形で、埋立てをしている上に張らせてもらいました。そういう形で、今のところ、場内に、カモメは水かきなものですから、木の上には止まれなくて、平らなところしか止まれないということで、休む場所をなくすというような形と、埋め立てしている上空にも張りましたので、それで今効果を見ている状態でございます。

○前田委員

それで、私もちょっと考えたのですけれども、なぜこんなにカモメが増えたのかなと。カモメは海鳥ですから、山にはほとんどいない。小樽の場合は、いる場所といったら、この近くで言うと、祝津だとか、ああいう、えさがあるところ、浜などにもよく居ますね。あとは、勝納川の河口にも、大体、上空を探せばいます。だから、カモメは、居るところには、それなりの適正な数が住んでいるというか、張りついているのです、実際問題。それで、行き場がないようなカモメが、山へ行ってもえさを食べていると、桃内でも。伍助沢で、長く、えさを何年も食べていると、当然、繁殖するわけです。ですから、恐らく、自然界のえさプラスそういうえさがあって、そのプラスのえさの部分で繁殖して増えたものが、そういったところでそういう生活をしているのではないのかなと。

だから、言い方がどうなのか、部長もわかると思いますけれども、養ってしまったのですよ、別な扶養家族を。そういうことも一因にあるのではないのかなと。やっぱり、自然の動物というのは、えさとの関係はすごい微妙な関係がありまして、固体が大きくなるのも小さくなるのもえさとの関係ですから、数が増えるのももちろんそうです。えさがなかったらやっぱり繁殖しませんから、その関係で、やはり、えさ場を提供したために、桃内の方にも、朝晩通勤しているカモメが増えて、ふん害が起きているのかなと。

やっぱり、覆土の関係も大事で、狩猟法以外にいろいろな鳥獣駆除というのもありますけれども、やはり、えさを絶つというのが自然に淘汰していく方法だと思うのです。だから、やはり、これをきちっとやっていくことによって、2、3年すると、カモメの寿命は何年かよくわかりませんが、そんなに増えないだろうし、減っていくだろうという部分もあるし、最悪の場合は駆除という方法もあるだろうけれども、そういうことを含めてやっていただきたいと思います。研究もし、やはりやらなければならないことはしっかりやってもらいたいなという気がします。これは要望です。

それから、これに関連してちょっとお聞きしたいのですけれども、桃内町会と北後志との関係で、要するに焼却場の関係でいろいろと話をしていると思いますけれども、この問題については直近ではいつ協議をしましたか。

○環境部次長

さきほど副参事からも言いましたが、4月に入りましてから、いろいろな問題点もありまして、今、町会ともいろいろな話合いをしてきたわけでございますけれども、直近では、6月2日に町内会の役員会を開催いたしまして、ただいまのカモメの内容とか、そういったことも含めまして説明をさせていただいております。

そして、6月10日に、桃内に設置した水処理施設、それから処分場の中も見たいと、現地視察も含めて、こういったこともございましたので、町内会の方たちにご案内をお出ししました。そして、今週の土曜日になりますが、6月30日に、町内会の方々全体にご案内を出した上で、市と町内会との合同会議を開催し、その中で、まず現在の桃内最終処分場のいろいろな不安の解消に全力を挙げて進めていきたい、こういうふうに思っています。

○環境部長

今の次長の方の説明は、町内会の役員会等々とお話ししているという経過です。焼却場にかかわるお話ということのご質問かなと思うのですけれども、それは、3月末までに、町内会の方で3班に分かれて、焼却場について、住民の合意といいますか、町内会としてのいろいろな話をしようということになっておりました。

ところが、さきほどからご説明しています桃内処分場の覆土の関係で、処分場の方の覆土の問題があるから、まずそれを先行して市と話し合わなければだめだということで、その話合いが、先ほど次長も言いました役員会、それから現地調査、現地に視察に行ってもらい、それから6月30日の住民との対話というようなケースになっていますので、また焼却場の新たな話合いといいますか、再開というのはそれ以降という形になるかと思います。

○前田委員

そういう話が持ち上がってきていて、それを解決しないと焼却場の話の方には移れないような状況になっているのですか。

○環境部長

まず、我々もさきほどからずっと言っていますけれども、やはり、住民とのきちとした話合いがなければ、焼却場なり、物ができないだろうと私は思っております。ですから、そういう意思疎通に欠けるようなといいますか、お互いに誤解のあるような問題が出てきたら、それをまずきちんと住民との合意を、合意といいますか、意思確認をしまして納得していただくということでなければ次の段階に進めないだろうと思っていますので、それをまずきちんと整理をさせていただいて次の話に行きたい、こういう考えであります。

○前田委員

そうしたら、また6月30日にやるというか、その辺で解決できる見通しで、その後、7月に入ったら焼却場の話

の方へ移っていけるのですか。

○環境部長

覆土の関係は、さきほどから申し上げていますが、役員会で一応ご説明、またちょっと覆土の話で申しませうけれども、今まで、覆土については、さきほど言ったように、2メートル50センチのごみがあったら50センチを埋め立てるという中間覆土の話をしていたわけですよ。ですから、それが、結局、毎日覆土というふうに誤解をされた、誤解をされたという言い方はまたあれですけれども、住民の方々はそれを毎日やるのだと思っていらした経緯もありまして、実際に見たら違うのではないかという話になりましたので、まず覆土のお話を説明させていただきました。実際には、即日覆土というのはこういうものですよ、中間覆土というのはこういうものです、最終覆土というのはこういうふうになるのですと。それで、役員会の方で説明して、直接、現地に行ってもらって、その方々にはご理解はいただけたと思っております。それで、最終的には6月30日に、また地域住民を集めるから、もう1回同じことを説明してくれという話ですから、私どもとしては、その話については、ご承知しない方もいるかもしれませんが、大方は理解していただけるのかなと思っております。

そして、7月の早々になるのか、どうなるのかちょっとわかりませんが、町内会の方々、役員会とお話をしながら、焼却についての話を進めていきたいというふうに今現在は思っています。

○前田委員

そういうことで、足踏みというか、若干戻ってもう1回、3歩進んで何とかと、歌の文句のような状況になっているみたいですね。

それで、もう焼却場の話をしているのかなと思っていたものですから、この話をしようと思っていましたけれども、そうではないようなので、この話をこれ以上言っても、話し合っていないのに、こちらばかりで話をしても、住民を置き去りにしての話になってしまいますのでね。

それで、3月にも、札幌、苫小牧でしたか、住民とバスで行って来ましたね。そんなことで、焼却の話をしようと思ったのですが、それで、委員長とも話もしていませんし、だれとも話をしていませんが、そういうこともやったということだし、そこでご理解いただければ一番よかったことなのだろうけれども、またそうやって戻っているという状況もあるし、そういうことも含めて、やはり、厚生でも、またこれから視察にも行くと思いますし、ここ数年、そういうところばかり見てきています。公害の施設も見てくるし、本当に街の真ん中にある焼却施設も見てきています。そういったことで、いろいろな防ぐ手というか、あれもあるのでしょうかけれども、住民の代表なんかも委員会と一緒にやって、みんなで行って見て来られればいいのかと。理解を深めるのに、こういう地域はこういうことで街の真ん中にありますよとか、いろいろな事例というか、参考があるわけです。そういったことも含めて、ただその人たちがそこへ行ったって、超党派でみんなで行って、みんなでいろいろな角度から、360度の角度から見てくれば、より一層理解が深まるのではないのかなと思ったものですから、そんなことが許されるのであれば、ぜひ行ってみたいとは思っています。これは、またみんなで相談して決めた話ではなくて、勝手に言っている話なのですけれども、そういったことでそういうことが可能かどうか。これは部長に聞く話ではありませんね。こちらの話ですから、そういうことで、こんなところで止めますけれども。

○環境部長

施設を見ていただくというのが一番よろしいかと思います。3月以前ですが、去年も実際に行っているのを見ていただいているということは私も聞いております。そして、見ていただいた方は、皆さん、大変理解をしていたということもあります。私自身も、就任して、何回かこういう施設を見てきた経過があります。やはり、見れば、こういう状況なのかということがわかるものですから、今後、7月に入って、まだ見ていない方もいらっしゃると思いますので、そういう方々も含めてまた施設を見てもらおうかなと思っているのですよ。

それで、さきほどのご提言ですけれども、そういう話はどうかということは、我々の方も町会の方に話をしなけ

ればなりませんので、皆さんがそれでいいということであれば、別に私の方は異存はないです。ただ、議会の方も、いろいろとお相手もあるでしょうし、我々も町会があるので、今後いろいろと検討し相談してみたいと思っております。

以上です。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

なお、再開時刻は3時45分といたします。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時45分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

市民クラブ。

○斉藤（裕）委員

初めて厚生常任委員会に所属させていただきました。過去の議論とか、そういうものはまだ勉強中でありますので、重複したり、また、既にご答弁いただいていたものとか、そういうものがありましたら、遠慮なく、いついつ、だれだれに答弁したと教えていただければと思います。よろしくお願いします。

温暖化対策推進実行計画について

最初に、環境部にお尋ねしますが、温暖化対策推進実行計画についてです。

これは、どの程度の意気込みでやるのかということだけを聞こうと思います。

なぜかといいますと、例えば公用車、事務用品、こういったものは、目標数値を設定されたということで評価いたしますけれども、これは予算で縛れば一発で出来ることです。特に環境部が温暖化対策に取り組むという姿勢を持って、財政当局と、これはこうなのだ、国の動きはこうなのだということで、そこまで取り組み、物を申していく、こういう姿勢なのか、ここでやる気が問われると思うのです。その辺はいかがですか。

○環境部長

環境部としてのやる気ですから、私の方からお答えします。

まず、さきほどもちょっとお話しさせていただきましたけれども、これは、環境部だけがどうのこうのということだけではなくて、全庁的にやっていただくということではなければ、この計画の推進はならないだろうというふうに一つ思っております。そのために、環境部が計画の立案をして、関係部長会議を通してこの計画を策定したということでございますので、まず一つは、職員1人ひとりがこの計画の趣旨を十分理解していただいて、1人ひとりにやれることはやっていただくということだろうと思います。

そして、この計画にかかわって、例えば予算面だとか、そういうことで財政当局うんぬんということになったときに、この計画の立案は環境部ですから、環境部が各部に応援することがもしあれば、これは当然していかねばならないと思っています。いずれにしても、どこの部がということではなくて、さきほど言いましたように、とにかく職員全員がこれに当たらないと目標の達成はできない、こういうふうに私は思っていますので、その辺で進めていきたいというふうに思います。

○斉藤（裕）委員

せっかく5%という数字を持ったわけですから、例えば事務用品で、今からでもできるというものは金目で縛ると。これは、何も小樽市だけが突出してやっていることではなくて、大きな意味では、環境を保全するがために経済を収縮させなければならない、それが、関連の業者さんといいますか、そこで生活をしている人たちにどれぐら

い影響を及ぼすのかというのが議論になっているわけですから、小樽市は一つの事業所として取り組む姿を見せていくべきだ、こういう方向で進んでいただきたいと思います。

そこで、課長にお尋ねしたいのは、一つわからないことがあります。目標と取組の中で、「ごみの減量とリサイクルの推進」とあります。これは、やはり、括弧書き、そこに書いてあるのは、「平成17年度にごみの排出量を平成11年度比で5%以上削減するよう努める」。ごみの削減が温暖化対策に、つまり総排出量を前提とした温暖化対策になっていることは理解ができます。

しかし、リサイクルが温暖化の防止策ということは一概に言えないのではないかと私は思っていますけれども、その辺はいかがですか。

○（環境）環境課長

委員がご指摘のとおり、もし大量生産・大量消費・大量リサイクルであれば、何も物事は解決しないのだろうと思います。減量の部分は今お話しいただきましたので、リサイクルの部分で、例えば紙を例にとりますと、一つは、木からチップ化をしてパージンパルプをつくっていくときのエネルギー消費と、いわゆるリサイクルペーパーをつくるときのエネルギー消費は莫大に違います。もう一つは、漂白をしなければなりませんので、そのときの水の使用ですとか、あるいは、今は二酸化塩素によって漂白していくわけですが、それによる環境負荷を減らすと、こういう部分でリサイクルに、紙製品が結構多うございますので、その部分でリサイクルのことを申し上げました。

○斉藤（裕）委員

つまり、リサイクルは推進したといっても、カロリー換算をすると、必ずしも地球には優しくないわけです、そうですね。ですから、私たち市民クラブは、平成4年から5年だと思いますけれども、そこから、政策要綱に、環境問題に取り組む際にはエネルギー換算をすべきだと。そうしなければ、ひいきの引き倒しのような形になってしまう。誤解を恐れずに言うと、廃油石けんです。廃油石けんは、製造過程から何にしても、足していったら、廃油石けんをつくった方が地球環境には大きな意味で負荷が大きいわけです。ところが、廃油石けんをつくって利用することによって環境に何か取り組んでいる、私も一市民として取り組んでいますよという啓発的な意味はあるかもしれないけれども、数値的には歴然としているわけです。ですから、この辺はどういうことをおっしゃっているのかわからなくてお尋ねしました。

リサイクルが進むことによって、行政負担というのは大きくなってくるわけです。割り返したら新しいものを買った方がずっといいということではだめだということで、今、自治体であるとか、消費者であるとか、生産者に負担を強いて、あえて強いてもリサイクルに取り組もうということだと思ふのです。

そこで、お尋ねしますけれども、リサイクル施設の話がさきほどありました。これは、中島さんの中ではお考えがあるのだと思うのですが、私は、リサイクル施設というのは、よほど体制が整ってからでなければつれないのではないかと考えています。それはなぜかという、リサイクル処理施設をつくるときに、リサイクル製品の処分、買取りですね。買い取ってくれる金額が今は非常に不安定です。それと、小樽市の場合は、データによると、恐らく資源化率というのは30%台ですね。それを処理することによって、役所を中心にしてそういう施設を責任を持って運営するとしたら、恐らく莫大な人件費がかかる。100円をもうけるために1,000円とか2,000円とか1万円とかをつけて処理していくという仕組みになってしまうだろうと思うのですよ。

そこで、私が一つ提言したいのは、どこの自治体でも、リサイクルを推進すると追い銭、追い銭、追い銭になってしまうわけです。それで、例えば持ち込みをして、缶でもいいですよ。キロ60円ぐらいのスチール缶で収益をあれしよと思ったら、一般家庭から出したらキロ60円なのです。持って行ってくれるわけです。業者が買って持って行ってくれる。それを、小樽市の施設に持ち込んで、自分で洗浄とプレスを行えば100円あげてもいいと思うのです。又は、200円あげたっていい。それは、市直営でそれだけの人員を抱えるよりも効果的ではないのか。

ですから、そういうようなソフト的な対応というものを、システムとして、これはこういう処理でこうやって、この部分は市民に還元しましょうと。市民は、直接、施設の機械を使ったら、トータル60円でしか売れないのだけれども、200円あげましょう、結果的に事業ベースには持っていける。というような考え方を、どこか片隅に残しておいてほしいと思うのですけれども、いかがですか。

○環境部次長

確かに、今、斉藤（裕）委員がおっしゃいますように、リサイクルの面といいますのは、やはり、きちっとしたリサイクルの輪といいますか、こういったものが確定できなければ、ただ単に支援化をするといった格好だと思うのです。それからまた、リサイクル費用というのは、今ご指摘がありましたように、通常のごみ処理費用に對してかかるということですから、そういった意味の中で、いわゆる施設の主体だとか、どういったものをやるのか、あるいは、そのシステムの中で、斉藤（裕）委員が今おっしゃった内容についても、私どもも従前から感じているところも多分にありますので、そういった考え方についていろいろな計画の中で整理をしながら、また、そのことが市民の意識啓発につながるのであれば、そういったことについても十分に対応していきたいと思っております。

○斉藤（裕）委員

市民の人たちの、反対とかごみ処理施設に異論を持っている方たちの声に、本当に耳を傾けていただきたいと思うのです。

というのは、私たち市民クラブは、今まで、ごみ処理施設を7カ所か8カ所回ってきていますけれども、そこで実務担当者の皆さんといろいろお話をしました。苦労話や何かを聞きましたら、特に、反対だ、危険だ、又は迷惑施設だとおっしゃっている方たちの方がいろいろな情報収集を一生懸命やっているものですから、意外とそこにヒントがあるということです。

そして、その人たちは、さすがに、皆さん行政と市民団体又は市民の皆さんということになると、スタートの知識というのは全然違うと思うのです。ところが、今は、かなりの部分で、情報公開だとか、情報の提供がなされる時代ですから、疑問に思っている人たちが瞬く間に皆さんのレベルに達するのです。これは、実際にお感じになっていると思いますよ。ですから、環境部というところで、私は専門家でなければならぬのだという考え方は非常に要らぬトラブルを起こす。逆に、私たちも一緒にという姿勢を住民の方にわかっていただく、こういうことが大切だと思います。

一例を申し上げますと、桃内で最終処分場を、新焼却場も含めていろいろ疑問に思っている人たちとお話ししました。そうしますと、やはり、今の技術水準でダイオキシン対策というのは、一定のレベルであると、人体影響であるとか、そういうものはクリアされるのだということはもう十分知っているのです。その方はおっしゃっていましたが、結構感動していたのは、図書館で安達次長が同じ本を借りていたということです。そして、「一生懸命勉強している役所の人もいるのだね」というような、何だかおかしい言い方ですが、そういうような言い方で非常に頼りにしてるのです。だから、行き着くところ、データというのはそんなに日本全国に知れわたっているわけではなくても、今はインターネットとかなんとかを使って、みんなばんばん情報を持ってきますから、そうそう住民の方を素人扱いすることは要らぬトラブルの元だと僕は思います。

その辺で、住民のことについて尋ねますけれども、私の認識としては、ダイオキシンの不安はそういうことで、実はそうそう大したことではないと、私とお話した人は言っています。

ただ、覆土とかカモメの話、これは市としての姿勢を問われているわけです。信用できるか、できないか、そういうレベルの議論です。そして、他町村からのごみの持込みということは、その方々としては、協定書をきちんとした論拠にしなければならないわけですから、それは便法なわけです。ですから、私は逆に、腹を割って、覆土の問題、カモメの問題、そういうことを住民の方とじっくり話し合えば糸口はつかめるのだと思っております。

取組の方法というより、一つ仕切直しをして、皆さんはどうしてもこれまでの現状だという話で住民説明をしな

ければならないのだと言うけれども、私の思いはそういう信頼関係です。今は、不信感、これが根っこにあると思うのですが、そういうことは感じられませんか。

○環境部長

確かに、私も4月に来て、桃内の方々と、一番最初に来て、例の覆土の関係で早速お話があって、実際に役員の入方とお会いしたときには、やはり、市の対応といいですか、約束したことを守っていないということをおっしゃっていましたので、やっぱり信頼関係といいですか、そういうものが薄れているということを私は率直に感じました。やっぱり、この信頼関係をきちんと築かないと、再構築しないと、さきほどから答弁していますように、次のステップにはなかなか行けないということで、まず、今問題になっているものをきちんとご理解いただくということでないと、次に行くのを止めようということで、今、処分場の覆土の話ということでさせていただきました。

ですから、我々は、さっき斉藤（裕）委員がおっしゃっているとおり、地域住民との信頼関係というのは本当に大事な問題ですから、それを構築して、お互いに納得のいく形で進めていくというのが第一の基本と考えてこれから進めていきたいと思っています。

○斉藤（裕）委員

桃内最終処分場について

カモメの話なのですが、道立環境科学センターに後志支庁を経由してカモメの死骸を持ち込まれたと。この経緯というのは、今、きちんとした整理をして、私たちにも示してほしいと思います。例えば、何月何日に持ち込まれましたと。支庁経由ということは、倶知安経由なのか、保健所経由なのかわかりませんが、支庁経由で札幌市へと。これは何となく不自然なわけですよ。冷凍したカモメを一生懸命持って歩いて行ったものなのか、紹介を受けて直接行ったものなのか。小樽市から直接持っていったのだったら、そこで何らかの受理票のようなものがあるでしょう。それをきちんと出してください。

住民の人たちは、二つ言っていますよ。本当はやっていないのだ、そんなのと。「凍ったカモメを持ち歩いたら解けるべ」という話もしていました。それとか、「冷蔵庫に入れておいたら油焼けする」とか、そういうことを言っていましたけれども、そんなことで、ひょっとしたら何もやっていなかったのではないかと。カモメを疑問視したのは少数意見であって、そんなものは門前払いをしていけばいいやという姿勢でなかったのかという疑心暗鬼ですね。

ですから、逆に、何月何日にこうやったと。恐らく、私はわかりませんが、道立環境科学センターに何らかの形で持ち込まれたものなのか。そういう資料はおありなのですか。普通だったら伝票みたいなものをくれるのではないですか。何について、何の目的でみたいな話になるのではないかと思います。その辺の資料はあるのですか。

○環境部長

さきほどちょっと経緯をご説明いたしましたけれども、まず、桃内海岸でカモメが亡くなっている、それで、処分場の影響ではないかというお話を聞きました。そのときに、まず、すぐに原因がわかるかどうか、そのとき思ったかどうかわかりませんが、さきほど言いました鳥獣保護員の方に、原因がわかるかというお話をしたところ、鳥獣保護員は、その状況を調べたのだらうと思うのですが、そのときに桃内の住民の方が、たまたまなのかどうかわかりませんが、冷凍したカモメを持っていたので、その検体を受けまして、鳥獣保護員の方が後志支庁の方、関係の係だと思っておりますけれども、そこに調べてくれと依頼したというお話なのです。ですから、市が文書をもって後志支庁にお願いしたということではないのです。

ですから、そこで、先ほど斉藤（裕）委員が言ったように、受領書だとか、そういうものがあるのではないかと申しましたが、市が後志支庁に文書を出してこういう状況ですからとお願いしたのではなくて、あくまでも鳥獣保護員の方を通してやったということなのです。

それで、何で市がかかわっているのだという話ですけれども、鳥獣保護員の方には、当然、返事がなかなか来ないのでどうしたということで、返事はもらえないという話なものですから、今度は市が後志支庁の担当者の方に連絡をして、返事をしてほしいという経緯なものですから、さきほどから言っているように、市から出しているやりとりの文書というのは現在ございません。

ただ、さきほども言っているように、再三お願いをして、とにかく、原因が不明であれば不明でもやむを得ないし、原因を特定できれば特定してもらうのが一番いいわけですけれども、とにかくその返事をいただきたいという申入れをしています。そのときに、もし改めて市の方から文書を出すということであれば、それはそれでやりますというお話もさせてもらったのですけれども、再度調べますからというお話を受けて、今月いっぱいになるのか、来月の頭になるのかちょっと、はっきりしませんが、近々にご返事をいただくという話になっていますので、それについては、我々は口頭ではなく文書でいただくというふうに思っています。

以上です。

○斉藤（裕）委員

カモメは環境科学センターにあるのですか。それは確認しましたか。

○（環境）五十嵐主幹

後志支庁の担当に聞いた限りでは、そちらの方に預けたという話をお伺いしております。

○斉藤（裕）委員

そうしたら、小樽市環境部としては、現認していないということですね。見ていないのですね。

○環境部長

後志支庁からのお話ですから、環境科学センターに行って現物を確認したわけではございません。

○斉藤（裕）委員

私は、それはちょっといただけないなと思うのです。例えば、その時点で、そういう事実があって、住民の人の話には枝葉がつくこともありますから、それが1羽でなくて、20羽であったとか100羽だったという話になるかもしれません。しかし、その情報があつた時点で、環境部としては、少なくとも、そのカモメが発見された場所に向いて調査する、他の固体があるのかどうかというのは調べるべきだったと思うのです。それともう一つは、後志支庁に行った者について、どういう状況なのかということを探ねる。その時点ですぐ探ねる。記録に残しておく。

それでないと、それこそ、そのカモメは1羽だけで死んでいただけなのでしょう。今は1羽しかないわけでしょう。ですから、住民の人たちがおかしいぞと言ったところで、それは、結果的に、夫婦げんかしてやられてしまったやつなのか、それとも老衰で死んでしまったカモメなのか、それはわかりづらいと思うのですよ。それから、よくある電池だとかなんとか、プラスチックだとか、たまたま、いやしくて食ったやつかもしれない。少なくとも、桃内海岸でといった時点で、現地調査というか、サンプリングをするのが筋ではないだろうか。岩戸副参事はそういう環境とか検査とかにお詳しいようですから、普通は、事象が起きたら出来るだけ速やかに現地でサンプリングする、これはイロハのイだと思うのです。その対応をしていなかったというのは、やはり、要らぬ心配を住民に残す要因になったのではないかと思うのですけれども、いかがですか。

○環境部長

これも、さきほどちょっとお話ししましたが、桃内海岸で亡くなったといったのが、7月に亡くなったという話を聞きまして、それが1カ月後の8月の段階でそういうお話を聞いたということなのです。ですから、8月の時点で、その当時は私はいないので、実際にいた方に説明してもらうつもりでいますけれども、私が聞いているのは、7月に死んでいた、そして8月にその報告を聞いたと。そのときに、たまたまなのか、亡くなっているから、その方が死因を調べてもらおうと思って、1羽なのか2羽なのかわかりませんけれども、1羽を冷凍して持っていたので、それを調べて検体で受け取ったという話ですから、確かに、聞いてすぐということであれば、やはり現地

へ行って確認するのは斉藤（裕）委員の言うとおりだと思いますけれども、当時は1カ月ずれですので、そのときは行ったのかもしれませんが、実質的にはそういう状況で、亡くなってすぐ現地に行って見たという形は、それこそ物理的に不可能だったということが一つあります。それで、当時の状況をちょっと説明させていただきます。

○（環境）金田副参事

さきほどお話ししました、カモメが死んだのは7月の中旬と聞いてございます。それで、8月の説明会の最中にカモメが死んだというお話が集会の中で出されたものですから、私もすぐ鳥獣保護員の方にご連絡をして調査を依頼いたしました。その時点で、鳥獣保護員の方が、後志支庁、それは道から委嘱された方でございますので、後志の自然環境係の方に連絡をとって、後志の方と現地で待ち合わせをいたしまして現地調査をした、こういうふうに聞いてございます。

その時点で、たまたま調査に行くとき聞いたものですから、現地の方からは、7月の段階で死んでいたカモメを、一羽、冷凍庫で保存していたものを検体として後志支庁の係の方に差し上げた、こういうふう聞いてございます。

○斉藤（裕）委員

そうしたら、確認しますけれども、さきほどは、鳥獣保護員の方から後志支庁へ、これはいいですね。あくまでも、住民側から見ると、小樽市環境部に物を申して、それから鳥獣保護員ですね。そうですね。そうしたら、小樽市が受けたわけですね。どこの専門家であろうと、住民側から見れば一応、小樽市が受けているのですね。そういうことでしょう。まさか、こういうことがあるのだと言って、それはどこどこへ行きなさいなどとたらい回しにはしないわけだから、小樽市が受けたと。住民の方からすると、小樽市に相談したということになるのですね。そこを確認させていただきます。

○（環境）金田副参事

その状況からすると、そういうことになるのかと思います。

○斉藤（裕）委員

そういうことであれば、少なくとも、さきほど部長が言われた、原因がわからないというのも一つの事実です。ですから、小樽市が足を運んで海岸に行きました、10羽だとか、20羽だとか、30羽だと言われているけれども、実際には死骸等は確認できなかった、これも事実なのです。そういう積重ねをしなければ専門家の人たちはやりづらくなると思うのです。これは、初期対応というのがスムーズに行っていなかったのではないかとこのことを指摘だけしておきます。ただし、この流れ、経緯については、後日、環境科学センターですか、ここから小樽市に支庁経由で報告が来た時点で、その流れ、取扱いもセットにして情報を開示してあげなければ、これはまた要らぬトラブルになると思っております。

質問を変えますけれども、桃内の水処理施設には水処理の専門家が常駐していますね。何か報告を受けていますか。

○（環境）五十嵐主幹

報告というのは受けておりませんが、ちょっとその質問の趣旨がわかりません。

○斉藤（裕）委員

私たちは、会派として何回か現地に足を運んでいます。そのときに、貯水池、水処理施設の調整池が富栄養化しているのだらうと僕は予想していたわけです。これは何でだろうと。ごみの流れてくる水ですから、浸出水ですから、栄養がたくさんあるのかなとか、いろいろ思ったのですけれども、どうもおかしいなと。それは、いろいろ話しましたが、成分の話だとかで、こうなるのではないかと、ああなるのではないかと。

何回目かに行ったときに、これだと思ったのです。というのは、前田さんの話ではないけれども、えさ場をつくった話がありますね。結果的にえさ場をつくったようになったのだと。そうしたら、五十嵐主幹は、だから水かきで歩けないようにして退治してやる、こう言っているわけです。ところが、水処理の調整施設にカモメがいっぱい

いるのですね。ちょうどいい休憩所になっているのですよ。だから、えさ場と休憩所をいっぺんにつくってやったような形になってしまっている。そこで、ふん尿等がそこに反応するらしいのですけれども、調整池が、あれは植物性プランクトンかもしれませんが、我々素人目に見ても富栄養化しているように感じられる。

そこで、作業量にして 0.1人工の水処理の技術者があそこに張りついていることになっています。そうしたら、毎日毎日、鳥の状況であるとか調整池の水質や何かは目視が最初ですね。毎日毎日細かい検査をやっているかどうか知りませんが、我々でさえたまに行ってわかるのですから、当然、その異常に気づいて報告があったのかなど、こう思ってお尋ねしました。

これは、水処理の技術者さんが機能していなかったということになりませんか。

○（環境）五十嵐主幹

今のご指摘の件でございますけれども、確かに、可燃物というか、動植物性残渣等が入って埋立てをしております。それによって、当然、汚水は染み出てきております。私は毎日行っているつもりであるのですけれども、桃内の調整池にいつもカモメがいるとは確認しておりませんし、適正に水処理しているものと思っております。今言った富栄養化ですか、その部分についてはちょっと認識がないところであります。

○斉藤（裕）委員

私たちはそういう疑いを持っています。問題視するのは、1日のうち、半分は居ることになっている技術者から、皆さんに何らかの報告があったか、なかったかということなのです。水処理施設のシステムとしては、あれはコンピュータ制御で、なるべく手がかからないようになっているわけです。自分でいじることほとんどないのです。そして、せいぜい緊急のときの連絡先みたいな話なわけですね。それで、特別に水処理の技術者を配置するのだったら、それなりの仕事をやっていただきたいし、その一つの事象としてそういうものを見逃してはいけないだろう、私はこう思います。これは、後からでも皆さんで調査してみてください。

覆土の話がさきほどありました。これは、住民との関係の中で信頼関係を損なったものの一つである。つまり、イメージが違ったということですね。仮覆土、そして覆土、最終覆土と。

土曜日あたりに、ふらっと行くわけです。そうすると、やっぱり、住民の方から見ると、仮覆土とは言いながら、土曜日、日曜日と2日間、このままで放置されているというのは恐らくイメージがないと思います。というのは、ごみが表面に出てきている状況があるわけですから、これをいかに覆土しているのだと言っても、物足りない、不安だ、こういうことになります。そこで、私は、住民の方にお話ししているのは、仮覆土の関係です。ごみの形状も違いますから、仮覆土をする量というのは、2メートル50の50センチとは言いつつも、小まめにやればやるほど覆土する量が大きくなっていくはずなのです。つまり、当初発注よりも、皆さんの覆土量計算というのは、住民側の要望によって手厚くしたとしたら、埋立処理量に対する覆土量は上がっている。皆さんの積算というのは、埋立処理トン数に対して30%で計算しているはずなのです。そうですね。今は何%になっていますか。

○（環境）五十嵐主幹

覆土の量でございますけれども、当然、その日、その日の、可燃物のごみ、不燃物のごみの日とございまして、正確にその日、その日でその状況を見ながら、今現在、処理している状況でございます。

○斉藤（裕）委員

そういうことを聞いているのではないのです。それは、その日、その日によって違うというのは当たり前のことです。けれども、皆さんの積算のごみの総体に対する30%という数量計算というのは、埋立方式をグレードアップしているように皆さんはおっしゃっているわけですから、当初計画より手厚くやっているということですから、埋立処理量に対する覆土の比率というのは上がるはずなのです。それで、忘れたら困るから、皆さんは30%で当初見ているはずですよと、こう話している。ですから、30%以上の数字になっているはずなのです。

それは、年間で区切ったら幾らの見込みですかと聞いているのです。

○（環境）五十嵐主幹

今、年間でどの程度かというお尋ねですけれども、4月、5月で、覆土の問題、住民の方等の見学会だとかいろいろやっている中で、大体、委員がご指摘の30%程度という話の中で、今は若干多い部分はございますが、年間という形の中ではまだ積算しておりませんので、毎日の様子を見ながら覆土をしているという状態でございます。

○斉藤（裕）委員

きょうは厚生常任委員会の初登板だから、少し、はしります。

本来であれば、月のトン数がありますね。それで、月の予測の搬入量は、例えば、10万立米に対して3万立米をごそっと仮置きしているわけでも何でもないのだから、その数量というのは少なくとも月別にはわかるのです。わからなければおかしい。そして、住民に言ったように、もし手厚くやっているのだとするならば、途中で足りなくなるのですよ。皆さんの言っている方法は、従来の2メートル50の50プラスアルファなのだから、その分は覆土量が増えるということです。当然、積算の根拠も変わってくる、次の発注は数字が違ってくるのです。30%の数字は崩れるのです。私は、それがだめだと言っているのではないですよ。だめだと言っているのではない。ただ、実際にやっている皆さんが、住民合意に基づいて、1回トラブった、もう一回仕切り直しをして、住民の意向を酌んでやっていくようだよと、それを数字で見られるのは覆土の量しかないのです。だから、それを、わかりませんか、今、突然、そういう計り方というのは、作業の計り方を覆土で考えるなどということは皆さんの発想にはないだろうから、今度整理しておいていただきたい。これは宿題にしておきます。

寅吉沢の関係について

何点か、寅吉沢の関係で具体的に伺います。

6月25日に資料請求して、いただいた数値がこれです。私たちの疑問というのは、平成3年度と平成9年度の埋立業務委託料が2,700万円も違うのは不自然だと言っている。平成3年度と9年度の埋立量、つまり、処理量は何トンと何トンになっているのか。

○（環境）管理課長

平成3年度の埋立処分量でございますけれども、この量は87万1,409トン、平成9年度は17万5,593トンでございます。

○斉藤（裕）委員

つまり、平成3年度は87万トンで5,000万円です、それが9年度になったら、5分の1なのに7,700万円になっているから不思議だと言っているわけです。5分の1の処理量なのに、処理量というのは料金ではなくて、がさですよ、そうですね、87万から17万に落ちているわけです。これが逆だったらわかりますよ、17万だったやつが87万になったから金が上がったのだと、これだったらわかるけれども、処理量が5分の1になって何で2割増し、3割増しみたいな話になるのか、これは不思議なことです。

そこで、皆さんからいただいたこの資料というのは、重機機種が変更されたのだと、こうあります。又は、埋立進行に伴う搬入路の整備をしました、これが200万円かかりました、岩盤を掘削しました、何ぼです、単価と、いろいろ書いているわけです。前段の議論の中でですね、前段というのは、大畠議員との質疑の中で、道単でやられているということなのです。基本は道単だということを言われています。そうすると、北海道単価の積算表からいくと、重機の変更というのはどういうことですか。恐らく、ブルは湿地用と寒地用と、もう一つ何かの3種類しかないわけです。3種類の重機を変えたのか、湿地用から寒地用にしたら、寒地用から湿地用にしたら、変えた費用が370万円なのか、これが一つです。

路盤材を確保するために岩盤を掘削したとあります。これは何立米なのか。又は何トンでもいいです。立米でもトンでもどちらでもいいです。

搬入路を整備したとあります。270万円です。搬入路は、幅員何ぼの、距離何ぼですか。重機のオベの経費とい

うのは 500万円になっているわけです。そうしたら、北海道単価で重機のオペレーターの単価というのは、平成3年度と9年度を合わせて 500万円に上がっているのですか。人件費の関係も上がっているのです。

しゅんせつは75万 4,000円という金額が別枠で上がってきていますけれども、このしゅんせつというのは毎年やっていなかったのか、通常の経費ではなかったのか。

料金業務体制、これは 165万増えているのですけれども、料金徴収業務というのは、人件費がそれぞれ 1,300万円と 1,400万円なのですが、これは人員は何人体制でやられているのですか。

一番不思議なのは、監視体制の強化ということで人員を増やしているのです、ぼこんと。平成3年のときに87万で、平成9年になって5分の1になって何で業務監視員を増やさなければならないのか。

それぞれ答えていただきたいのですけれども、今答えられるかどうか。

○（環境）管理課長

何点がございました。

まず、重機機種の変更の関係でございますけれども、平成3年当時は、15トンのものを使ってございまして、平成9年の段階ではこれ以上の機能機種ということで機種を変更してございます。その分が 371万円ということでございます。

場内の道路整備業務の関係でございますけれども、さきほどおっしゃられました幅員の関係等は押さえてございません。

岩盤掘削の関係でございますが、これも、ご質問の中にございました立米あるいはトンという話でございますけれども、その量的なものは押さえてございません。額的には、ここに記載しているとおり、 248万 2,000円でございます。

次に、重機のオペレーター経費の関係でございますけれども、特殊運転手の時間単価見直しの関係でございますが、平成3年度は、道単といたしますか、それは使ってはいるのですけれども、実際に、算定上、実質稼働時間ということで割り返してございます。平成9年度ではこれを見直しいたしまして、標準の稼働時間算出率、これを使ってございます。これでアップしてございます。

次の場内の道路整備オペレーターの関係でございますが、前はタイヤショベルの関係で対応していた部分をブルで対応したということでの増でございます。

それから、しゅんせつ費のお話がございましたけれども、これは、毎年は実施してございません。たまたま9年の部分で数字が出てございますので、その分の増ということで計上してございます。

それから、料金徴収の人件費関係でございますけれども、ここは3名分を考えてございます。金額的には、アップ率で言いますと大体24.4%のアップということでとらえてございます。

次に、搬入物の監視業務の関係でございますけれども、これは、出していますとおり、許可品目以外の搬入監視強化ということでございます。これは、従前は、計量する場所といたしますか、入ってきた場所、その部分と、それから、実際に監視していたのはオペレーターがやっていたということでございまして、それを強化するという意味で監視員を配置するというので2名の配置を考えたものでございます。

以上かと思います。

○齊藤（裕）委員

今、手元にないという答弁をするのだと思ったのですよ。路盤材確保のために発注しているのですよ。数量がなかったら発注できないでしょう。搬入路をつくるといったって、少なくとも面積がわからなかったらだめでしょう。処分場内の作業用通路は、恐らく、一般の土木工事屋さんがやられているような積算でないことは私も承知しています。少なくとも、押し土ぐらいの単価ということになるのでしょうかから、面積は絶対なければ皆さんは積算できないはずですよ。発注を受ける方だってできないはずですよ。あなた、路盤掘削の骨材をとってきなさい、又は、作

業用道路をつくりなさいと。この時点では随契ですから、これを何ぼかにしなさいと、わかりましたと言って、これでトラック1杯ですが、100台ですかとなるのではないですか。

○（環境）五十嵐主幹

今、場内の岩盤掘削、場内道路の整備ということでお答えしましたけれども、その具体的内容といいますのは、場内に岩の山がございまして、そこにバックホーとブレイカーで、例えば、建設廃材のがらとかございまして、その上がだんだん伸びていくときに、その上に、搬入路といいますか、整備をしていかなければならない。その1日の間の何時間、例えば3時間だとか、その間にバックホーとブレイカーでもって岩を削ってそこに路盤を整備すると。ですから、ある意味で、市内の道路をつくるというような、ここにきちっとした道路をつくるのだというイメージではないと。

○斉藤（裕）委員

そんなのは私だって知っていますよ。

○（環境）五十嵐主幹

それで、今言ったとおり、建設廃材の上に搬入トラックが入れるような岩盤掘削ということで、ブレイカーとバックホー、その時間的なもので積算したものでございます。

○環境部次長

ただいま斉藤（裕）委員がおっしゃった内容につきましては、私も、これについてはやはり根拠は絶対に必要だろうと思ってございます。きょうも職員に対して話しましたけれども、きちっとした数量は必要だろうということを示してございます。たまたま今まで、時間の中で、平成9年度はいろいろな部分で資料があるものですから、探し切れていないというふうに思います。できるだけ早期に探しながら、また説明していきたいと思っております。

○斉藤（裕）委員

今日は、はしりますけれども、言っていることはおかしいですよ。これは、一般常識的に考えてもおかしい。路盤材の確保ですからね。路盤材ということになると、数量が出てこなければおかしい話なのです。これは指摘しておきますので、時間の余裕は差し上げますから、皆さんが整理したら、皆さんの根拠をきちんと後から伝えてください。

精神障害者の対応について

それでは、2点だけ言います。質問を変えます。

保健所に尋ねますけれども、精神保健相談員または精神障害者への対応というか、体制の強化をお願いしたい、こう、今までお話ししてまいりました。

皆さんもいろいろお考えもあって、人員配置ということになると、なかなか大変なのでしょうけれども、不幸にも大阪の事件が起きてから、皆さんのところにもかなりの問合せであるとか、地域住民が障害に対する理解不足のために困込みをしたケースがある、こう思っています。

それで、事件以降、皆さんへの相談が増えたのか、増えていないのか。増えたのだったら、そのケースの実態を。

それと、続けて聞きますけれども、だとするならば、不安を払拭するためには、あまりにも小樽市の相談体制というのは少ないだろうと思います。規模が小さいのだろうと思うのですよ。いつかの時点でお話ししましたがけれども、やはり、いろいろな心の疲れを持った方たちが、不幸にして自殺に至るという件数というのは交通事故をはるかに上回っているわけですから、これは手厚い体制をとるのが本当であろうと。

それで、一番厄介なのは、なぜ人手が要るかということを改めて申し上げますけれども、やはり、多くの場合が、病気の特質といいますか、性質というか、特徴というか、それを理解しない我々素人がはたから見ると、非常に奇怪な、奇異な行為に写るわけです。そうすると、地域住民、又は、お隣りさん、向こう3軒両隣の方たちが、困込み、色づけをしてしまうわけですね。長い時間をかけてそういう人間関係というものが構築されていますから、

そこに小樽市とか保健所という立場で医療機関以外が介入するというのは、非常に厄介な問題があると思うのです。つまり、言葉は悪いですけども、手間暇がかかるわけです。この部分を、今、保健所はやはりもう一度見直していただきたい。評価していただきたい。こういう事件が起きるたびに同じことを言わなければならないわけです。薬を飲みながら一生懸命に社会に戻ろうとしている人たちはたくさんおられますよね。その人たちから、不安を訴える相談が相次ぎました。これは、我々だったら、我々議員などという立場は、単なるおせっかいというか、単なる話を聞く側にしかないわけですけども、当事者との関係はできますが、第三者に対する働きかけというのは我々にはできないわけです。権限もない。必ずしも皆さんが権限を持てるとも、そんな短絡的に持てるとは思いませんが、少なくとも人員配置を、少なくとも人の配置を増やすべきだと思いますけれども、所長、いかがですか。

○保健所長

最初に、第1番目のご質問ですが、今大きな問題になってきている精神障害者といいますが、これでの相談が増えているかということでございますけれども、現時点では、昨年、ああいうバス乗っ取りということがあって急に増えているというようなことはまずありません。

それから、2番目ですが、保健所は、こういう精神障害者に対する専門家としての取組というものがまだ弱いのではないかと、もっと増やすべきではないかということでございますが、私が保健所長になって8年ぐらいになりますけれども、そのときからちょうど精神保健福祉相談員が勤めたわけです。それ以前は空白の時間がありまして、おらなかったのですけれども、確かに、年々、相談件数は増えておりますし、実際に相談員の最近の仕事ぶりといいますが、これは大変でございまして、24時間勤務といいますが、夜も患者さんの家庭に駆けつけている、補佐官と打合せをしたり、大変忙しい状況にございます。

そういうことを見ますと、やはり、お尋ねにあるように、ある時点で増やしていくという形に進むべきかなというふうに考えておりますし、また、特に、在宅で精神障害者に対応していく、その受皿をつくっていかなければならないという切実な問題が今はあるわけですし、そういう取組というようなものもございまして、やはり、さきほど申し上げましたように、専門員を増やしていくということを真剣に考えていかなければならないというふうな認識は持っております。

○斉藤（裕）委員

ぜひお願いいたします。

やはり、いつ病状が悪化するかわからない、予測がなかなかできないということもありますね。土曜とか日曜とかに関係なしですよ。保健所長のところまでは行ってないのかもしれないけれども、あの事件があってから、私自身に、3件も4件も、苦情というか、相談が来るわけです。そのたびに、保健所の相談員の方にアドバイスをいただいて、手話ししていますけれども、つまり、私だけでも3件か4件もきているわけだから、増えているのですよ。だから、1人にかかっていたら、両立てして相談を受けるわけにはいかないわけですから、とりあえず、人員の補充ができないのであれば、補佐する体制というのは、兼務でも何でもいいです。ご専門の先生がおられるのだから、何とかしていただきたいと思います。

それともう一つ、これは答弁は要りませんが、最近気づいたことに、教育のカウンセラーのひとと、保健所のカウンセリング、つまり相談員の方と判断が違うのですね。というのは、同じ事情で取り組んだとしても、私は、どちらかと言うと、保健所の方の説明に納得する方なんですけれども、例えば、道教委だとか、教育カウンセラーの人たちが同じ案件に介入したときに、保健・医療という立場からのカウンセラーのひとと真っ向から違う場合があります。これは、今、どちらが正しいか、私は保健所の肩を持つわけではないけれども、自分の経験からいくと、保健所の皆さんの言っていることの方が正しいと思うのですが、これをちょっとすり合わせをされたらいいと思いますよ。非常に危険な、自分たちから見ると危険なアドバイスというのがあるのですね。例えば、刃物を持っ

て、刃物というか、そういう子供が親に対して暴力行為のポーズを見せる対応の仕方であるとか、そういうものがかなり極端に、右と左に分かれる場合があります。この辺も、ぜひ、教育と保健行政は全く違うということではなくて、どこかの時点で意見交換でもしていただければと思います。これは要請をして、質問を終わります。

○委員長

市民クラブの質疑を終結して、公明党に移します。

○佐藤（幸）委員

ありません。

○委員長

民主党は。

○佐藤（次）委員

私の方も今日はありません。

○委員長

それでは、以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時50分

再開 午後 5時15分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党。

○中島委員

日本共産党を代表して、陳情第63号は採択、継続審査中の請願第5号、第12号、第14号、第39号、陳情第23号、第46号、第53号についても採択を主張して、討論します。

陳情第63号は、就学前までの乳幼児医療費無料化実施方についてです。

2001年5月31日に乳幼児医療全国ネットが発足し、6月1日に、初の行動として、厚生労働大臣に国による乳幼児医療費無料化の要請を行いました。さらに、全参議院議員に対して賛同要請を行い、日本歯科医師会、日本PTA全国協議会に対しても賛同要請を行っております。6月5日までには、個人59名、団体49団体、国会議員65名、そのうち、民主党13名、共産党43名、公明党2人の議員が参加しております。政党としては日本共産党が入っております。

このような中で、国の負担、これも1,000億円程度で十分施策が可能だと政府の試算も出ています。このような乳幼児医療費の就学前までの無料化制度を、ぜひ皆さんの賛成をいただいて国に要請していきたい、このように訴えるものでございます。

なお、継続審査中の案件については、従来、賛成、採択の討論をしてまいりました。詳しくは本会議で討論を行うこととして、討論とさせていただきます。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、請願第14号について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数であります。

よって、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第5号、第12号、第39号、陳情第23号、第46号、第53号、第63号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数であります。

よって、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、議案第11号、第12号について、一括採決いたします。

可決と決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

異議なしと認め、さように決定いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時20分